

法 学 号 外
平成 29 年 11 月 27 日

各 私 立 学 校 設 置 者
各 私 立 学 校 長 } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令
の公布について
のことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

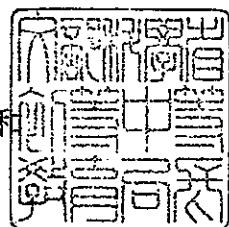
【担当】私学振興担当 半田
電話 019-629-5041 FAX019-629-5049
メールアドレス : AH0007@pref.iwate.jp

29文科初第1113号
平成29年11月17日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 長
各構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長
各構造改革特別区域法第19条第1項の認定を受けた市区町村の教育委員会教育長
各 国 公 私 立 大 学 長
各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長 殿
大 学 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 法 人 の 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役
放 送 大 学 学 園 理 事 長
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長
文 部 科 学 省 が 所 管 す る 各 独 立 行 政 法 人 の 長
免 許 状 更新 講 習 の 開 設 者 の 指 定 を 受 け た 各 法 人 の 長

文部科学省初等中等教育局長

高 橋 道 和



(印影印刷)



教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の
一部を改正する省令の公布について（通知）

この度、別添のとおり、「教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第41号）」（以下「改正省令」という。）が平成29年11月17日に公布されました。

改正省令の概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれでは、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いします。

記

1 改正の趣旨等

今回の改正の趣旨は、平成27年12月21日付中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」を受けて、大学の創意工夫により質の高い教職課程を編成することができるようにするため、教職課程において修得することが必要とされている科目の大括り化を行うとともに、今般の学校現場を巡る状況の変化や学習指導要領の改訂を踏まえ、教職課程において学生が修得すべき内容等を改めるものであること。

2 改正の要点

(1) 教育職員免許法施行規則上の科目区分の大括り化

教育職員免許法上の科目区分が大括り化されたことに加え、教育職員免許法施行規則上の科目区分を以下のとおり大括り化すること。

ア 教諭の普通免許状について（第2条第1項の表、第3条第1項の表、第4条第1項の表、第5条第1項の表関係）

現行の8つの科目（①教科に関する科目②教科又は教職に関する科目（以上法律上の科目区分）③教職の意義等に関する科目④教育の基礎理論に関する科目⑤教育課程及び指導法に関する科目⑥生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目⑦教育実習⑧教職実践演習）を以下の5つの科目とする。

①教科及び教科の指導法に関する科目（幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては領域及び保育内容の指導法に関する科目）

②教育の基礎的理解に関する科目

③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

④教育実践に関する科目

⑤大学が独自に設定する科目

※ ①の科目においては、教科（領域）に関する専門的事項の複数の事項を取り扱う科目や、教科（領域）に関する専門的事項を各教科（保育内容）の指導法と融合した科目の開設が可能となる。

イ 養護教諭の免許状について（第9条の表関係）

現行の8つの科目（①養護に関する科目②養護又は教職に関する科目（以上法律上の科目区分）③教職の意義等に関する科目④教育の基礎理論に関する科目⑤教育課程に関する科目⑥生徒指導及び教育相談に関する科目⑦

養護実習⑧教職実践演習) を以下の 5 つの科目とする。

①養護に関する科目

②教育の基礎的理解に関する科目

③道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目

④教育実践に関する科目

⑤大学が独自に設定する科目

ウ 栄養教諭の免許状について（第 10 条の表関係）

現行の 8 つの科目（①栄養に係る教育に関する科目②栄養に関する教育又は教職に関する科目（以上法律上の科目区分）③教職の意義等に関する科目④教育の基礎理論に関する科目⑤教育課程に関する科目⑥生徒指導及び教育相談に関する科目⑦栄養教育実習⑧教職実践演習）を以下の 5 つの科目とする。

①栄養に係る教育に関する科目

②教育の基礎的理解に関する科目

③道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目

④教育実践に関する科目

⑤大学が独自に設定する科目

(2) 履修事項の追加

教諭、養護教諭又は栄養教諭の普通免許状の授与を受けるために必要な履修事項を以下のとおり改めること。

ア 共通事項（第 2 条第 1 項の表、第 3 条第 1 項の表、第 4 条第 1 項の表、第 5 条第 1 項の表、第 9 条の表、第 10 条の表関係）

(a) 新たに独立した事項を設けたもの

- ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解（1 単位以上修得）
- ・総合的な学習の時間の指導法（幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合を除く。養護教諭又は栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては総合的な学習の時間の内容。）

(b) 事項の内容を追加したもの

- ・情報機器及び教材の活用（幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法、小学校、中学校及び高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法に追加）
- ・チーム学校運営への対応

- ・学校と地域との連携
- ・学校安全への対応
- ・カリキュラム・マネジメント
- ・キャリア教育（小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合）

(c) 大学の判断により事項に加えることを可能としたもの

- ・学校体験活動（幼稚園、小学校、中学校の教諭及び養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合は2単位まで、高等学校教諭、特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合は1単位まで。）

イ 幼稚園教諭の普通免許状について（第2条第1項の表関係）

- ・改正前の教科に関する科目（小学校の国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育）を領域に関する専門的事項（幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉、表現）とした。（第2条第1項の表備考第1号）

ウ 小学校教諭の普通免許状について（第3条第1項の表関係）

- ・教科に関する専門的事項に外国語を追加した。（第3条第1項の表備考第1号）

- ・各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）の単位の修得方法について以下のとおり規定した。（第3条第1項の表備考第3号）

①専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとする場合

国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語についてそれぞれ1単位以上修得することとした。

②二種免許状の授与を受けようとする場合

国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語のうち6以上（音楽、図画工作、体育のうち2以上を含む）についてそれぞれ1単位以上修得することとした。

エ 中学校教諭の普通免許状について（第4条第1項の表関係）

- ・教科に関する専門的事項のうち英語において「英米文学」を「英語文学」に改めた。（第4条第1項の表備考第1号ワ）
- ・各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）の単位の修得方法について以下のとおり規定した。（第4条第1項の表備考第6号）

①専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとする場合

受けようとする免許教科について8単位以上修得することとした。

②二種免許状の授与を受けようとする場合

受けようとする免許教科について2単位以上修得することとした。

オ 高等学校教諭の普通免許状について（第5条第1項の表関係）

- ・教科に関する専門的事項のうち英語において「英米文学」を「英語文学」

に改めた。(第5条第1項の表備考第1号ラ)

- ・各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）の単位の修得方法については、それぞれ受けようとする免許教科について4単位以上修得することとした。(第4条第1項の表備考第6号)

(3) 大学が独自に設定する科目の内容

教諭の普通免許状又は養護教諭の免許状の授与を受けるために修得が必要な大学が独自に設定する科目として次の各科目を規定したこと。(第2条第1項の表備考第14号及び第9条の表第6号)

ア 教諭に関する科目

- ①教科（領域）に関する専門的事項
- ②旧教職に関する科目（教諭関係）
- ③教科（領域）に関する専門的事項に準ずる事項（新たに追加）
- ④旧教職に関する科目（教諭関係）に準ずる科目

イ 養護教諭に関する科目

- ①養護に関する科目
- ②旧教職に関する科目（養護教諭関係）
- ③養護に関する科目に準ずる科目（新たに追加）
- ④旧教職に関する科目（養護教諭関係）に準ずる科目

(4) 二種免許を有する者等の単位数

これまで幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校の教諭で1種免許状若しくは2種免許状を有する者又は所要資格を得ている者が専修免許状又は1種免許状の授与を受けようとした場合は、1種免許状又は2種免許状に係る単位を修得しているものと見なし、その差し引き単位数を修得すればよい旨規定してきたが、今回、高等学校についても同様の取扱いとすることとした。

(第10条の2)

(5) 免許状更新講習の選択必修領域の事項名

学习指導要領の改訂を踏まえ、免許状更新講習のうち選択必修領域における事項名の整理を行ったこと。(免許状更新講習規則第4条の表へ及びト)

(6) 施行期日等

ア 施行期日

平成31年4月1日（①教育職員免許法施行規則第10条の6第1項及び第3項の改正規定及び同令第12条の改正規定②免許状更新講習規則第6条の改正規定については公布日施行）

イ 経過措置

- ・旧課程において修得した教科に関する科目、養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位のうち、新課程を有する大学が適当であると認めるものは新課程において修得した領域に関する専門的事項、教科に関する専門的事項、養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位とみなすことができること。（指定教員養成機関、免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信教育及び単位修得試験で修得した単位についても同様。）（附則第2項）
- ・旧課程において修得した教職に関する科目又は教職に関する科目に準ずる科目の単位のうち、附則第3項の表に基づき新課程を有する大学が適当であると認めるものは新課程において修得した科目の単位とみなすことができること。（指定教員養成機関、免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信教育及び単位修得試験で修得した単位についても同様。）（附則第3項）
- ・旧課程において修得した教科又は教職に関する科目、養護又は教職に関する科目、栄養に係る教育又は教職に関する科目の単位のうち、新課程を有する大学が適当であると認めるものは新課程において修得した大学が独自に設定する科目の単位とみなすことができること。（指定教員養成機関、免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信教育及び単位修得試験で修得した単位についても同様。）（附則第4項）
- ・平成31年4月1日より前に幼稚園教諭の課程として認定された課程については、平成34年度までに入学し引き続き在学する学生に対して、小学校の教科に関する専門的事項の単位を修得させることにより、領域に関する専門的事項の単位を修得させたものとみなすことができること。（附則第7項）

3 留意事項等

（1）教科に関する専門的事項と教科の指導法の連携の強化について

今般の教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の改正の趣旨が、従来の教科に関する科目と教科の指導法の連携の強化であることを踏まえ、各養成課程においては、教科に関する専門的事項（幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては領域に関する専門的事項）と教科の指導法（幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては保育内容の指導法）の連携を強化し、両者を統合する科目を開設したり、教科に関する専門的事項を単独で開設したりする場合であっても、学校現場の教育内容を踏まえた授業を実施する等の取組が、各養成課程の自主的な判断の下、行われることが期

待されること。

(2) 学校体験活動の実施方法について

今回の免許法施行規則の改正により、教育実習（養護実習）の単位の一部に学校体験活動の単位を含むことができるようとなるが、学生が長期間にわたり継続的に学校現場等で体験的な活動を行うことは、学校現場をより深く知ることができるとともに、自らの教員としての適格性を把握するための機会としても有意義であると考えられるため、各養成課程においては、大学が独自に設定する科目や教職課程外の科目も含め、こうした機会を充実させることが期待されること。

(3) 幼稚園教諭の養成課程における小学校の内容の取扱いについて

今回の免許法施行規則の改正により、幼稚園教諭の養成課程においては従来の小学校の教科に関する科目から、幼稚園教育要領に規定する領域に関する専門的事項について修得することとなったが、幼稚園教諭が小学校教育についての理解を深めることは引き続き重要であるため、各幼稚園教諭養成課程においては、教職課程コアカリキュラムが示すように、保育内容の指導法の科目の中で、小学校の教科等とのつながりを理解することを内容に含めること。また、大学が独自に設定する科目等を活用するなどし、小学校教育の理解に資する内容が取り扱われることが期待される。

(4) 小学校教諭の養成課程における外国語の取扱いについて

今回の免許法施行規則の改正により、小学校教諭の養成課程に外国語に関する専門的事項と指導法が位置付けられたが、平成32年度より新小学校学習指導要領が全面実施されるとともに、各学校の判断により平成30年度から先行して新小学校学習指導要領による教育課程の編成・実施が認められていることから、各小学校教諭養成課程においては、現に在籍する学生に対しても教員として採用される前に教職課程の内外を通して外国語の指導法等を学ぶ機会を設けることが望ましいこと。

(5) 免許法施行規則の別記様式により学力に関する証明書の様式を示しているところであるが、証明書発行事務の参考のため省令改正後の実際の記入方法について、別途文部科学省ホームページに作成例を掲載する予定である。

本件担当：

文部科学省 初等中等教育局 教職員課 教員免許企画室

電話：03-5253-4111(内線：3968、3969)

参考

1. 改正前の教育職員免許法施行規則第6条第1項の表備考の改正後の適用関係
対応関係について

改正前	改正後			
第6条第1項の表 (関係する学校種)	第2条第1項の表 (幼稚園教諭)	第3条第1項の表 (小学校教諭)	第4条第1項の表 (中学校教諭)	第5条第1項の表 (高等学校教諭)
第1号 (幼小中高)	—	—	—	—
第2号 (幼小中高)	第2号	第2号で規定	第5号で規定	第2号で規定
第3号 (幼小中高)	第4号	第2条で規定	第2条で規定	第2条で規定
第4号 (小中高)	—	第3号で規定	第6号で規定	第4条で規定
第5号 (小中)	—	第4号で規定	第3条で規定	—
第6号 (幼小中高)	—	—	—	—
第7号 (幼小中高)	第6号	第5号で規定	第7号で規定	第3号で規定
第8号 (幼小中高)	第7号	第2条で規定	第2条で規定	第2条で規定
第9号 (幼小)	第9号	第2条で規定	—	—
第10号 (中高)	—	—	第8号で規定	第4条で規定
第11号 (幼小中高)	第10号	第2条で規定	第2条で規定	第2条で規定
第12号 (幼小中)	第11号	第2条で規定	第2条で規定	—
第13号 (高)	—	—	—	第4号で規定
第14号 (幼小)	第12号	第2条で規定	—	—
第15号 (小)	—	第6号	—	—
第16号 (幼)	第13号	—	—	—
第17号 (中高)	—	—	第9号で規定	第5号で規定

※ 「○条の表の場合においても同様とする。」とあるものは、必要に応じて、当該学校種や免許の種類に応じた事項名等に読み替えて適用すること。

2. 改正前の教職に関する科目に含まれる事項の改正後の事項との対応関係について

改正前	改正後
教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種の機会の提供等	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 <u>特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解</u>
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）
教育課程の意義及び編成の方法	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）
保育内容の指導法	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）
各教科の指導法	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）
道徳の指導法	道徳の理論及び指導法
—	総合的な学習の時間の指導法
特別活動の指導法	特別活動の指導法
道徳及び特別活動の内容	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容
教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）
幼児理解の理論及び方法	幼児理解の理論及び方法
生徒指導の理論及び方法	生徒指導の理論及び方法
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
進路指導の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法
教育実習	教育実習（学校体験活動を含むことができる。）
養護実習	養護実習（学校体験活動を含むことができる。）
栄養教育実習	栄養教育実習
教職実践演習	教職実践演習

※下線部分については、今回の改正により新たに内容が追加された部分を示す。

P

○文部科学省令第四十一号

教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十七号）の一部の施行に伴い、並びに教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第九条の三第一項第一号及び第六項、別表第一備考第一号、第五号及び第六号の規定に基づき、並びに教育職員免許法を実施するため、教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月十七日

文部科学大臣 林 芳正

教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令

（教育職員免許法施行規則の一部改正）

第一条 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移

動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改
正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改

正

後

改

正

前

第一条の二 免許法別表第一から別表第八までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一條第二項及び第三項（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条规定する場合を含む。）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第十四條第二項及び第三項、大学通信教育設置基準（昭和五十年文部省令第三十三号）第五条、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第七条第二項及び第三項、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第十一條第二項及び第三項並びに短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）第五条に定める基準によるものとする。

第二条 免許法別表第一に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目的単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

科目	第一欄 教科及び教職に関する科目	第二欄 領域及び保育内容の指針に関する科目	第三欄 最短修得単位数	第四欄 道徳、総合的な学習の時間等の指導に関する科目	第五欄 教育実践に関する科目	第六欄 大学が独自に設定する科目
一種免許状	二種免許状	備考				
一 領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三十八条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について修得するものとする。	一 領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三十八条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、育成を目指す質					
一 領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三十八条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について修得するものとする。	一 領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三十八条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、育成を目指す質					
二 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキユラム・マネジメントを含む。）並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）は	二 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキユラム・マネジメントを含む。）並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）は					

第一条 免許法別表第一に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目的単位の修得方法は、小学校の教科に関する科目について修得するものとし、国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目（これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目を含む。）のうち一以上の科目について修得するものとする。

第一条 免許法別表第一から別表第八までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一條第二項及び第三項（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条规定する場合を含む。）、大学通信教育設置基準（昭和五十年文部省令第三十三号）第五条、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第七条第二項及び第三項並びに短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）第五条に定める基準によるものとする。

及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

三

教育の基礎的理解に関する科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。第九条の表備考第七号及び第八号において、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目」という。）は一単位以上を修得するものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。

四 道徳 総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導（教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むことを要しない（次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。）。

五

カリキュラム・マネジメントは、次に掲げる事項を通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に学校教育の質の向上を図つていくことを取り扱うものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。

六

カリキュラム・マネジメントは、次条第一項の表備考第五号において同じ。）

七 教育実習は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。次条第一項の表備考第五号において同じ。）小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。次条第一項の表備考第五号、第四条第一項の表備考第七号において同じ。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第一条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の教育を中心とするものとする。

八 教育課程の実施状況を評価し、その改善を図つていくこと。

九

教育実習は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。次条第一項の表備考第五号において同じ。）小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。次条第一項の表備考第五号、第四条第一項の表備考第七号において同じ。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第一条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の教育を中心とするものとする。

十 教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の一単位を含むものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。

十一

教育実習の単位数には、二単位まで、学校体験活動（学校における授業、部活動等の教育活動その他、校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であつて教育実習以外のものをいう。）の単位を含むことができる（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項及び第九条の表の場合においても同様とする。この場合において、高等学校教諭又は特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、二単位」とあるのは「一単位」と読み替えるものとする。）。この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあることができない（次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。）。

十二

教育実習の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び附則第二十二項第四号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。）、小学校（義務教育学校の前期課程 特別支援学校の小学部及び同項第一号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は幼保連携型認定こども園において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者について（経験年数 年について一単位の割合で、領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法に関する科目」と

いう。) 又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目若しくは教育実践に関する科目(以下「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。) (教育実習を除く。) の単位をもつて、これに替えることができる(次条第一項の表の場合においても同様とする。)。

十

教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科及び教職に関する科目(教職実践演習を除く。)

履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことと確認するものとする(次条第一項、

第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。)。

十一 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては八単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては六単位)まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては二単位まで、教育実習にあつては三単位まで、教職実践演習にあつては二単位まで、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受けける場合のそれぞれの科目的単位をもつてあつてできる(次条第一項及び第四条第一項の表の場合においても同様とする。)。

十二 教育の基礎的理解に関する科目(教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)に係る部分に限る。次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表(表の部分に限る。)を除き、以下「教育課程の意義及び編成の方法に関する科目」という。)並びに道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)に係る部分に限る。附則第十項の表備考第二号イにおいて「教育の方法及び技術に関する科目」という。)の単位のうち、一単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては単位)までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもつてあつてできる(次条第一項の表の場合においても同様とする。)。

十三 保育内容の指導法に関する科目的単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教科の指導法に関する科目(各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)に係る部分に限る。次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表(表の部分に限る。)を除き、以下「各教科の指導法に関する科目」という。)又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(特別活動の指導法に係る部分に限る。次条第一項、第四条第一項、第五条第一項の表(表の部分に限る。)を除き、以下「特別活動の指導法に関する科目」という。)の単位をもつてあつてできる(次条第一項の表の場合においても同様とする。)。

十四 大学が独自に設定する科目的単位の修得方法は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める科目について修得するものとする(次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、二種免許状又は二種免許状」とあるのは「一種免許状」と読み替えるものとする。)。

イ 専修免許状 領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

ロ 一種免許状又は二種免許状 領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目

2 学生が前項の科目的単位を修得するに当たつては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、二種免許状」とあるのは「一種免許状」と読み替えるものとする。

3 保育内容の指導法に関する科目的単位を修得させるため、大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。

4 大学は、第一項に規定する各科目的開設に当たつては、各科目的内容の整合性及び連続性を確保する

2 学生が前項の科目的単位を修得するに当たつては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、二種免許状」とあるのは「一種免許状」と読み替えるものとする。

3 保育内容の指導法に関する科目的単位を修得させるため、大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。

〔項を加える。〕

2 学生が前項の科目的単位を修得するに当たつては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行つよう努めなければならない。

3 保育内容の指導法に関する科目的単位を修得させるため、大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。

〔項を加える。〕

とともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第三条 免許法別表第一に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

科 目	教科及 び教職 に関する 事項	右欄の各科 目に含める ことが必要 な事項	教科及び教 職に関する 科 目	教科及 び教科 の指導 する科 目	教科及 び教科 の関 する科 目	教育の基礎的理 解に関する科 目	最低修得単位数	第一欄		第二欄		第三欄		第四欄		第五欄		第六欄	
								第一欄		第二欄		第三欄		第四欄		第五欄		第六欄	
専修免許状																			
一種免許状																			
備考																			
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄														
一六	三〇	二〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	五	五	五	五
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二

一 教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。次条第一項及び

第五条第一項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「教科に関する専門的事項に関する科目」とい

う。）の単位の修得方法は、国語（書字を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の

庭、体育及び外国语（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国语に分ける。）（第三号及び第十

一条の二の表備考第二号において「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち

一以上の科目について修得するものとする。

二 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュ

ラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、道徳の

理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法及びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第五

十二条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための

主目的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとす

第三条 免許法別表第一に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、国語（書字を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科に関する科目のうち一以上の科目について修得するものとする。

る。

- 三 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ「単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては、六以上の教科の指導法に関する科目（音楽、図画工作又は体育の教科）の指導法に関する科目のうち二以上を含む。」についてそれぞれ一単位以上を修得するものとする。
- 四 道徳 総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、「専修免許状又は一種免許状の場合（二単位以上）の授与を受ける場合は一単位以上修得するものとする（次条第一項の表の場合においても同様とする。）
- 種免許状の場合は二単位以上（二種免許状の場合は二単位以上、二種免許状の場合は二単位以上）の授与を受ける場合の保育内容の指導法に関する科目の単位をもつてあることができる。

2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たつては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。

- 3 各教科の指導法に関する科目及び教論の教育の基礎的理義に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。
- 4 大学は、第一項に規定する各科目の開設に當たつては、各科の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第四条 免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

右項の各科 目に含める ことが必要 な事項	教科及び教 職に関する 科目	第一欄	第二欄	第三欄	最低修得単位数	第四欄	第五欄	第六欄
専 用 教 材 に 並 び 内 容 （ 事 項 ） と 達 及 児 童 ・ マ ネ	右項の各科 目に含める ことが必要 な事項	教育実践 課題 の指 導す る科 目	教育の基礎的理義に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践 課題 の指 導す る科 目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践 課題 の指 導す る科 目	教育実 践教 科
機 器 及 び テ ー ム	機 器 に 並 び 内 容 （ 事 項 ） と 達 及 児 童 ・ マ ネ	教科及 び教職 の指 導す る科 目	教科及 び教職 の指 導す る科 目	教科及 び教職 の指 導す る科 目	教科及 び教職 の指 導す る科 目	教科及 び教職 の指 導す る科 目	教科及 び教職 の指 導す る科 目	教科及 び教職 の指 導す る科 目
学校運 営	学校と の発 展及 児童 ・マネ	教科及 び教職 の指 導す る科 目	教科及 び教職 の指 導す る科 目	教科及 び教職 の指 導す る科 目	教科及 び教職 の指 導す る科 目	教科及 び教職 の指 導す る科 目	教科及 び教職 の指 導す る科 目	教科及 び教職 の指 導す る科 目
		第一欄	第二欄	第三欄	最低修得単位数	第四欄	第五欄	第六欄

- 第四条 免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ一単位以上計二十単位を、二種免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ一単位以上計十単位を修得するものとする。
- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たつては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めなければならない。
- 〔項を加える。〕

数学	社会	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄
		国語 免許教科	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	国語学（書写を中心とする。）	国語学（書写を中心とする。）	国語学（書写を中心とする。）	国語学（書写を中心とする。）
		日本史及び外国史 地理学（地誌を含む。） 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」 代数学 解析学 幾何学	日本史及び外国史 地理学（地誌を含む。） 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」 代数学 解析学 幾何学	日本史及び外国史 地理学（地誌を含む。） 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」 代数学 解析学 幾何学	日本史及び外国史 地理学（地誌を含む。） 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」 代数学 解析学 幾何学	日本史及び外国史 地理学（地誌を含む。） 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」 代数学 解析学 幾何学	日本史及び外国史 地理学（地誌を含む。） 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」 代数学 解析学 幾何学

備考	教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。	
二種免許状	一一	(二)
一種免許状	一八	(一)
専修免許状	二八	(六)
		(四)
		(三)
		六
		六
		五
		五
		五
		四
		四

職業	コンピュータ	物理
家庭	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）
技術	化学実験（コンピュータ活用を含む。）	化学実験（コンピュータ活用を含む。）
保健	生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	生物学実験（コンピュータ活用を含む。）
音楽	ソルフェージュ 声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）
美術	音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
體育	美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
保健体育	体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）	体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）
衛生	生理学（運動生理学を含む。）	生理学（運動生理学を含む。）
家庭	衛生学（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	衛生学（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
技術	木材加工（製図及び実習を含む。）	木材加工（製図及び実習を含む。）
保健	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
音楽	金屬加工（製図及び実習を含む。）	金屬加工（製図及び実習を含む。）
芸術	機械（実習を含む。）	機械（実習を含む。）
保健	電気（実習を含む。）	電気（実習を含む。）
家庭	栽培（実習を含む。）	栽培（実習を含む。）
産業	情報（実習を含む。）	情報（実習を含む。）
産業	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
産業	被服学（被服製作実習を含む。）	被服学（被服製作実習を含む。）
産業	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
産業	住居学（実習を含む。）	住居学（実習を含む。）
産業	保育学（実習を含む。）	保育学（実習を含む。）
農業	農業指導（農業、工業、商業、水産）	農業（農業、工業、商業、水産）

リ	技術　木材加工（製図及び実習を含む。）、金属加工（製図及び実習を含む。）、機械（実習を含む。）、電気（実習を含む。）、栽培（実習を含む。）、情報とコンピュータ（実習を含む。）
ヌ	家庭　家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服製作実習を含む。）
ス	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学、保健学（実習を含む。）
ル	水産実習、商船実習】
カ	職業指導、職業概説、農業、工業、商業、水産」、「農業実習、工業実習、商業実習、商船実習、職業指導の技術、職業指導の運営管理
カ	英語、英語文学、英語文章、英語コミニケーション、異文化理解
カ	宗教　宗教学、宗教史、「教理学、哲学」
カ	前号に掲げる教科に関する専門的事項は、一般的な包括的な内容を含むものでなければならない。（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。
カ	英語以外の外国语の免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする（次条第一項の表の場合においても同様とする）。）。
カ	第一号中「内に示された事項は当該事項の一以上にわたつて行うものとする（次条第一項、第十九条、第五十五条第二項、第十八条の二及び第六十四条第一項の表の場合においても同様とする。）。
カ	ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの教科に関する専門的事項に関する科目のうち「以上の教科に関する専門的事項に関する科目（商船をもつて水産と替えることができる。）についてそれぞれ「單位以上」を修得するものとする。
カ	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第七十四条に規定する中学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
カ	各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許教科について、専修免許又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては八単位以上を、「種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上」を修得するものとする（次条第一項の表の場合においても同様とする。この場合において、「八単位以上を、「種免許状の授与を受ける場合にあつては「単位以上」とあるのは「四単位以上」と読み替えるものとする。）。
七	教育実習は、中学校、小学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。次条第一項の表備考第三号の場合においても同じ。）の教育を中心とするものとする。
八	教育実習の単位は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部並びに附則第十二項第二号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに同項第三号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務證明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、表に掲げる普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理験に関する科目等（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。
九	音楽及び美術の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理験に関する科目等の単位数（専修免許状に係る単位数については、教育職員免許法別表第一備考第七号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許

職業指導	職業指導
英語	職業指導の技術
英語	職業指導の運営管理
英語	英語
英語	英語文学
英語	英語コミニケーション
宗教	異文化理解
宗教	宗教学
宗教	宗教史
宗教	「教理学、哲学」
参考	参考
一	第一欄に掲げる教科に関する科目は、一般的な包括的な内容を含むものでなければならない。（次条の表の場合においても同様とする。）
二	英語以外の外国语の教科に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。（次条の表の場合においても同様とする。）
三	「内に表示された教科に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する科目の一以上にわたつて行うものとする。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの科目のうち「以上」の科目（商船をもつて水産と替えることができる。）についてそれぞれ「単位以上」を修得するものとする。（次条の表の場合においても同様とする。）
四	「内に表示された教科に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する科目の一以上にわたつて行うものとする。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの科目のうち「以上」の教科に関する専門的事項に関する科目（商船をもつて水産と替えることができる。）についてそれぞれ「単位以上」を修得するものとする。（次条第一項、第十九条、第五十五条第二項、第十八条の二及び第六十四条第一項の表の場合においても同様とする。）
五	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第七十四条に規定する中学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。（次条第九条、第五十五条第四項、第十八条の二及び第六十四条第二項の場合においても同様とする。）

状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。」の場合において、各教科の指導法に関する科目については「単位以上」、他の科目については括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。

2) 学生が前項の科目の単位を修得するに当たつては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行ふよう努めるものとする。

3) 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理義に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を「一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。」

4) 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たつては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第五条 免許法別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

専修免許状	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄	右欄の各科 目に含める ことが必要 な事項	
							教科及び教 職に関する科 目	教科及 び教科の指 導に関する科 目
一四	一	二	三	四	五	六	七	八
(四)	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六
(五)	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四
(六)	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二
二二	三三	三四	三五	三六				

「項目を加える。」

「項目を加える。」

第五条 免許法別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、それぞれ一単位以上計二十単位を修得するものとする。

理科	数学	公民	地理歴史	第一欄	第二欄	免許教科	
						国語	教科に関する科目
生物学	代数学	「法律学（国際法を含む。）・政治学（国際政治を含む。）」 「社会学、経済学（国際経済を含む。）」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	地誌	人文地理学及び自然地理学			
化学	幾何学		日本史	日本史			
物理学	解析学		外国史	人文地理学及び自然地理学			
地学	「確率論、統計学」 コンピュータ						
実験（コンピュータ活用を含む。）							
ソルブヨージュ							
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法							
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）							

備考

教科に関する専門的事項に関する科目的単位の修得方法は、免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。

イ 国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学

地理歴史 日本史、外国史、人文地理学・自然地理学・地誌

八 公民 「法律学（国際法を含む。）」、「政治学（国際政治を含む。）」、「社会学、経済学（国際経済を含む。）」、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」

ホ 理科 物理学、化学、生物学、地学、「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」、「社会学、経済学（コンピュータ活用を含む。）」、「生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」、「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」

ヘ 音楽 ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、「器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）」、「指揮法、音樂理論・作曲法（編曲法を含む。）」、「音樂史（日本の伝統音樂及び諸民族の音樂を含む。）」

ト 美術 絵画（映像メディア表現を含む。）、「彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）」、「音樂史（日本の伝統藝術及びアジアの美術を含む。）」

チ ハ芸 図法・製図、「デザイン」、「工芸制作（プログラクト制作を含む。）」、「工芸理論・デザイン理論

・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）

リ 藝道 藝道（書写を含む。）、「書道、鑑賞」、「国文学、漢文学」

又 保健体育 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動

学（運動方法学を含む。）、「生理学（運動生理学を含む。）」、「衛生学・公衆衛生学、学校保健（小

児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）

川 保健 「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」、「衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精

神保健、学校安全及び救急処置を含む。）

リ 看護 「生理学、生化学、微生物学、薬理学」、「看護学（成人看護学、老年看護学及び

母子看護学を含む。）」、「看護実習」

フ 家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、「被服学（被服製作実習を含む。）」、「

食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）」、「住居学（製図を含む。）」、「保育学（実習及び家

庭看護を含む。）」、「家庭電気・家庭機械・情報処理

力 情報 情報社会・情報倫理、コンピュータ・情報処理（実習を含む。）、「情報システム（実習を含む。）」、「情報社会・情報倫理、コンピュータ・情報処理（実習を含む。）」、「情報システム（実習を含む。）」、「情報社会及び情報倫理

コントローラー及び情報処理（実習を含む。）」、「コンピュータ・情報処理（実習を含む。）」

情報システム（実習を含む。）」、「情報社会・情報倫理、コンピュータ・情報処理（実習を含む。）」、「情報システム（実習を含む。）」、「情報社会及び情報倫理

マルチメディア表現及び技術（実習を含む。）」、「マルチメディア表現及び技術（実習を含む。）」

ヨ 農業 農業の関係科目、職業指導

タ 外 工業 工業の関係科目、職業指導

レ 商業 商業の関係科目、職業指導

ソ 水産 水産の関係科目、職業指導

ツ 福祉 社会福祉（職業指導を含む。）、「高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉・社会福祉援助技術、介護理論・介護技術、社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）」、「人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解・加齢に関する理解・障害に関する理解」

デザイン（映像メディア表現を含む。）

美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）

図法及び製図

工芸創作（プロダクト制作を含む。）

工芸理論、デザイン理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）

書道（書写を含む。）

書道（鑑賞）

「国文学、漢文学」

体育実技

「体育原理、体育心理学、体育經營管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）

生理学（運動生理学を含む。）

衛生学及び公衆衛生学

学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）

学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）

「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」

看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）

衛生学及び公衆衛生学

学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）

「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」

看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）

看護実習

家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）

被服学（被服製作実習を含む。）

食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）

住居学（製図を含む。）

保育学（実習及び家庭看護を含む。）

家庭電気・機械及び情報処理

情報社会及び情報倫理

コンピュータ及び情報処理（実習を含む。）

情報システム（実習を含む。）

情報社会・情報倫理、コンピュータ・情報処理（実習を含む。）

マルチメディア表現及び技術（実習を含む。）

情報と職業

農業の関係科目

商業の関係科目

工業の関係科目

水産の関係科目

二、各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第八十四条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に附し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

三、教育実習は、高等学校及び中学校の教育を中心とするものとする。

四、教諭の教育の基礎的理義に関する科目等の単位は、教育の基礎的理義に関する科目に附しては八単位まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実習並びに教職実践演習に附してはそれぞれ二単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあることができる。

五、数学、理科、音楽、美術、工芸、管道、農業、商業、水産及び商船の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理義に関する科目等の単位数（専修免許状に係る単位数については、教育職員免許法別表第一備考第七号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。（この場合において、各教科の指導法に関する科目に附しては「一単位以上」、その他の科目に附しては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。）

六、工業の普通免許状の授与を受けた場合は、当分の間、各教科の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理義に関する科目等（専修免許状に係る単位数については、免許法別表第一備考第七号の規定を適用した後の単位数）の全部又は一部の単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。

七、学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。

八、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理義に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。

九、大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第六条 削除

第一欄 右欄に含む 教職員の職務進路の理学教育の児童及 に教育教職員の道徳別の方教育教教育保 育教育教育教育教育教育		第二欄 教職に關する 科目		第三欄 教職の意義 等に關する 科目		第四欄 免許法別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に關する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。		第五欄 最低修得単位数		第六欄 演習	
教育	教育	教育	教育	教育	教育	教育	教育	教育	教育	教育	教育

事項が 必要な こと											
備考											
教科	英語	算数	社会	理科	音楽	美術	保健	公民	国語	英語	算数
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
(四) 六	(四) 六	(三) 四	(五) 六	(五) 六	四	六	六	四	六	六	
(四) 六	(四) 六	(三) 四	(六) 二	(六) 二	一	四	三	二			
									一	八	
(二) 四	(二) 四	(二) 四	(二) 四	(二) 四	四	四	四	四			
(二) 三	(二) 三	(三) 五	(三) 五	(三) 五	五	五	五	五	五	五	
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

一 教育課程及び指導法に関する科目は、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、保育内容の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとし、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、道徳の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとし、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとする。

二 教育課程及び指導法に関する科目は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三十八条に規定する幼稚園教育要領、同令第五十二条に規定する小学校學習指導要領、同令第七十四条

に規定する中学校学習指導要領又は同令第八十四条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。

三 教育の基礎理論に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含む場合にあっては、教育課程及び指導法に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含むことを要しない。

四 各教科の指導法の単位の修得方法は、小学校教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育（以下この号において「国語等」という。）の教科の指導法についてそれぞれ一単位以上を、小学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあっては、国語等のうち六以上の教科の指導法（音楽、図画工作、又は体育の教科の指導法のうち二以上を含む。）についてそれぞれ二単位以上を、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、それぞれ、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。

五 道徳の指導法の単位の修得方法は、小学校又は中学校の教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては二単位以上を、小学校又は中学校の教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあっては、単位以上を修得するものとする。

六 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目は、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、幼児理解の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。の理論及び方法を含むものとし、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。の理論及び方法並びに進路指導の理論及び方法を含むものとする。

七 教育実習は、授与を受けようとする普通免許状に係る学校並びに幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては小学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては幼稚園、中学校及び幼保連携型認定こども園、中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては中学校の教育を中心とするものとする。この場合において、幼稚園には特別支援学校の幼稚部を、小学校には義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を、中学校には義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部を、高等学校には中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。

八 教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の一単位を含むものとする（第七条第一項、第十条及び第十一条の四の表の場合においても同様とする。）。

九 幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び附属第二十二項第四号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び同項第一号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は幼保連携型認定こども園において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数（年について一単位の割合で、表に掲げる幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。）

十 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部並びに附則第二十一項第二号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び

特別支援学校の高等部並びに同項第三号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。)において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、表に掲げる中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目(教育実習を除く。)の単位をもつて、これに替えることができる。

十一 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科に関する科目及び教職に関する科目(教職実践演習を除く。)の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことと確認するものとする。(第十条及び第十条の四の表の場合においても同様とする。)。

十二 幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習又は教職実践演習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては二単位まで、教育相談及び進路指導等に関する科目にあつては四単位)まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目にあつては三単位まで、教育実習にあつては三単位まで、教職実践演習にあつては二単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあることができる。

十三 高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習又は教職実践演習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては六単位(一種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位)まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目にあつては三単位まで、教育実習にあつては六単位まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習並びに教職実践演習にあつてはそれ二単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあることができる。

十四 幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に関する科目に係る教育課程の意義及び編成の方法並びに教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)の単位のうち、二単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位)までは、幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもつてあることができる。

十五 小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に関する科目に係る各教科の指導法の単位のうち、生活の教科の指導法の単位にあつては二単位まで、特別活動の指導法の単位にあつては一単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法の単位をもつてあることができる。

十六 保育内容の指導法の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法又は特別活動の指導法の単位をもつてあることができる。

十七 括弧内の数字は、免許法別表第一備考第九号の規定の適用を受ける者の修得すべき単位数とする。

二 免許法別表第一備考第六号に規定する教職に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程(以下「教職特別課程」という。)における教職に関する科目の単位の修得方法は、前項に定める修得方法の例によるものとする。

三 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たつては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するように努めなければならない。

備考				右項の各科目に含めることが必要な事項	第一欄	第二欄	第三欄	最低修得単位数
	講義	教諭	護養					
イ 専修免許状又は一種免許状	二種免	二種免	二種免					
ロ 二種免許状	二四	二八	二八					
参考 養護に関する科目的単位の修得方法は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める単位数を修得するものとする。								
イ 専修免許状又は一種免許状	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）四単位以上、学校保健二単位以上、養護（臨床実習及び救急処置を含む。）十単位以上							
ロ 二種免許状	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）二単位以上、学校保健一単位以上、養護							

第九条 免許法別表第二に規定する養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の養護及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

備考				免許の種類	第一欄	第二欄	第三欄	最低修得単位数
	論理	教諭	養護					
イ 免許法別表第一の養護教諭の一様免許状の口の項に規定する養護に関する科目的単位の修得方法は、衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）、学校保健・養護概説及び栄養学（食品学を含む。）に含まれる内容について、合わせて三単位以上を修得するものとする。	二種免	四	四					
ロ 免許法別表第一の養護教諭の一様免許状のハの項に規定する養護に関する科目的単位の修得方法は、衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）並びに栄養学（食品学を含む。）についてそれぞれ二単位以上を、学校保健及び養護概説について合わせて二単位以上を修得するものとする。	二種免	二	二					
参考 養護に関する科目的単位の修得方法は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める単位数を修得するものとする。								
イ 専修免許状又は一種免許状	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）四単位以上、学校保健二単位以上、養護（臨床実習及び救急処置を含む。）十単位以上							
ロ 二種免許状	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）二単位以上、学校保健一単位以上、養護							

第九条 免許法別表第一に規定する養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の養護に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

2) 目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

免許法別表第一に規定する幼稚園・小学校・中学校又は高等学校の教諭の一様免許状又は二種免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目的単位の修得方法は、第二条から第五条までに規定する教科に関する科目（中学校及び高等学校にあっては、授与を受けようとする免許状の教科に応じた教科に関する科目）又は前条に規定する教職に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち「以上の科目について単位を修得するものとする」。

概説「単位以上、健康相談活動の理論・健康相談活動の方法」二単位以上、栄養学（食品学を含む）。

二 単位以上、解剖学・生理学二単位以上、「微生物学、免疫学、薬理概論」二単位以上、精神保健二単位以上、看護学（臨床実習及び急救処置を含む。）十単位以上

三 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合は、教育の基礎的理

解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むこと不要しない。（次条の表の場合においても同様とする。）。

四 看護実習の単位は、看護教論、看護助教論又は第六十九条の二に規定する職員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目又は教育実践に関する科目（以下「看護教論・栄養教論の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）（看護実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。

五 教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては六単位（二種免許状の授与を受けた場合にあつては四単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては二単位まで、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位をもつてあつてあることができる（次条の表の場合においても同様とする。）。

六 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める科目について修得するものとする。

七 免許法別表第二の看護教論の一種免許状の口の項に規定する看護及び教職に関する科目の単位の修得方法は、看護に関する科目のうち衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）、学校保健、看護概説及び栄養学（食品学を含む。）に含まれる内容について、合わせて三単位以上を、教育の基礎的理解に関する科目（教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に係る部分に限る。次号において「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に関する科目」という。）教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目）といふ。）並びに特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目のうち一以上の科目並びに看護実習について、それぞれ二単位以上を修得するものとする。

八 免許法別表第二の看護教論の一種免許状の八の項に規定する看護及び教職に関する科目の単位の修得方法は、看護に関する科目のうち衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）並びに栄養学（食品学を含む。）についてそれぞれ二単位以上を、学校保健及び看護概説について合わせて二単位以上を、教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に関する科目、幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学

習の過程に関する科目並びに特別の支援を必要とする児童、児童及び生徒に対する理解に関する科目のうち一以上の科目並びに養護実習について、それぞれ二単位以上を修得するものとする。

第十一条 免許法別表第二の二に規定する栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の栄養に係る教育及び教職に関する科目的単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄	最低修得単位数	栄養に係る教育及び教職に関する科目的単位	
							栄養に係る教育及び教職に関する科目的単位	栄養に係る教育及び教職に関する科目的単位
二 二種免 許状	四 二種免 許状	四 二種免 許状						
二 二種免 許状	五 二種免 許状	八 二種免 許状						
三 二種免 許状	六 二種免 許状							
二 二種免 許状	二 二種免 許状							
二 二種免 許状	二 二種免 許状							
		二四						

参考
一 栄養に係る教育に関する科目的単位の修得方法は、栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項、児童、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項、食生活に関する歴史的及び文化的な事項並びに食に関する指導の方法に関する事項を含む科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上を修得するものとする。

二 大学が独自に設定する科目的単位の修得方法は、栄養に係る教育に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則（昭和四十一年文部省・厚生省令第二号）別表第一に掲げる教育内容に係るものに限る。）又は養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理義に係る科目的単位等にあつては四単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上を修得するものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄	最低修得単位数	教育課程に関する科目	
							教育課程に関する科目	教育課程に関する科目
二 二種免 許状	二 二種免 許状	二 二種免 許状						
二 二種免 許状	四 二種免 許状	四 二種免 許状						
二 二種免 許状	四 二種免 許状	四 二種免 許状						
四 二種免 許状	五 二種免 許状	五 二種免 許状						
二 二種免 許状	二 二種免 許状	二 二種免 許状						

参考
一 免許法別表第二の養護教諭の種免許状の口の項及び八の項に規定する教職に関する科目的単位の修得方法は、教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに児童、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある児童、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）の単位をもつて、これに替えることがで能成績で勤務した旨の実務證明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、表に掲げる教職に関する科目（養護実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。

二 養護実習の単位は、養護教諭、養護助教諭又は第六十九条の二に規定する職員として一年以上良好の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては一単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては二

第十一条 免許法別表第二に規定する養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目的単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第 十 条 の 四	第 十 条 の 三	免許法別表第一の二に規定する栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の栄養に係る教育に関する事項の单位の修得方法は、第九条に規定する養護又は前条に規定する教職に関する科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。				
		第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
		教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程に関する科目	教育相談及び生徒指導に関する科目
二	二	右項の各科目に含めることがあるとする事項	教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程に関する科目	教育相談及び生徒指導に関する科目
四	四	右項の各科目に含む。等を含む。	教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程に関する科目	教育相談及び生徒指導に関する科目
四	四	右項の各科目に含む。	教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程に関する科目	教育相談及び生徒指導に関する科目
二	二					
二	二					

「添を削る。」
「添を削る。」

は四単位(二種免許状の授与を受ける場合にあっては二単位)まで、生徒指導及び教育相談に関する科目にあっては二単位まで、幼稚園・小学校・中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目的単位をもつてあらざることができる。

四 教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、教育課程に関する科目又は生徒指導及び教育相談に関する科目の単位は、教職の意義等に関する科目にあっては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目、教育課程に関する科目並びに生徒指導及び教育相談に関する科目にあってはそれぞれ四単位(二種免許状の授与を受ける場合にあっては二単位)まで、栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目的単位をもつてあらざことができる。

第十一条の二 免許法別表第一の二に規定する養護教諭の専修免許状の授与を受ける場合の養護又は教職に関する科目的単位の修得方法は、第九条に規定する養護又は前条に規定する教職に関する科目的うち一以上の科目にについて単位を修得するものとする。

21 免許法別表第二に規定する養護教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合の養護又は教職に関する科目的単位の修得方法は、第九条に規定する養護又は前条に規定する教職に関する科目的うち一以上の科目にについて、専修免許状又は二種免許状の授与を受ける場合にあっては二単位以上を一種免許状の授与を受ける場合にあっては二単位以上を修得するものとする。

第十一条の四 免許法別表第二の二に規定する栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目的単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

「添を削る。」

〔条を削る。〕

[第十条の二] 幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭、養護教諭若しくは栄養教諭の一種免許状若しくは二種免許状を有する者若しくは高等学校教諭の一種免許状を有する者又はこれら免許状に係る所要資格を得ている者が、免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により、それぞれの専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとするときは、これらの別表の専修免許状又は一種免許状に係る第三欄に定める単位数は、既に修得したものとみなす。

2 前項の規定の適用を受ける場合（一種免許状を有している者又は一種免許状に係る所要資格を得ている者が専修免許状の授与を受けようとする場合を除く。）の各教科の指導法に関する科目（幼稚園教諭又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第十条の三に規定する栄養に係る教育に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則（昭和四十一年文部省・厚生省令第二号）別表第一に掲げる教育内容に係るものに限る。）又は前条に規定する教職に関する科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

〔第十条の六〕 幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭、養護教諭若しくは栄養教諭の一種免許状若しくは二種免許状を有する者又はこれら免許状に係る所要資格を得ている者が、免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により、それぞれの専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとするときは、これらの別表の専修免許状又は一種免許状に係る第三欄に定める単位数のうちその者があり又は所要資格を得ている一種免許状又は二種免許状に係る第三欄に定める単位数は、既に修得したものをとみなす。

2 前項の規定の適用を受ける場合（一種免許状を有している者又は一種免許状に係る所要資格を得ている者が専修免許状の授与を受けようとする場合を除く。）の各教科の指導法に関する科目（幼稚園教諭又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第六条、第七条、第九条、第十条の三及び第十条の四に規定する各科目的単位数から二種免許状に係る各科目的単位数を差し引いた単位数について修得するものとする。）

〔第十条の三〕 免許法別表第一、別表第一又は別表第二の二の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭、養護教諭若しくは栄養教諭の専修免許状若しくは一種免許状の授与を受けようとする者は、それは高等学校教諭の専修免許状の授与を受けようとする者は、それぞれの一種免許状又は二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けるために修得した科目的単位をこれらの別表の専修免許状又は一種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けるために修得した科目的単位をこれらの別表の専修免許状又は二種免許状に係る第三欄に掲げる単位数に含めることができる。ただし、第二条から第六条、第七条、第九条、第十条、第十一条の三及び第十条の四に規定する一種免許状又は二種免許状に係る各科目的単位数を上限とする。）に係る第三欄に掲げる単位数に含めることができる。ただし、

3 免許法別表第一、別表第一又は別表第二の二の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭の専修免許状若しくは一種免許状の授与を受けようとする者は、それぞれの一種免許状又は二種免許状の授与を受けるために修得した科目的単位をこれらの別表の専修免許状又は一種免許状に係る第三欄に掲げる単位数に含めることができる。ただし、第二条から第六条、第七条、第九条、第十条、第十一条の三及び第十条の四に規定する一種免許状又は二種免許状に係る各科目的単位数を上限とする。

備考

〔一〕 教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目又は生徒指導及び教育相談に関する科目の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては「単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては「単位まで、生徒指導及び教育相談に関する科目にあつては「単位まで、幼稚園、小学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目的単位をもつてある」ことができる。

〔二〕 教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目又は生徒指導及び教育相談に関する科目の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては「単位まで、教育の基礎理論に関する科目並びに生徒指導及び教育相談に関する科目にあつては「それぞれ四単位（一種免許状の授与を受ける場合にあつては「単位）まで、養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目的単位をもつてある」ことができる。

〔三〕 免許法別表第一の二に規定する栄養教諭の専修免許状の授与を受ける場合の栄養に係る教育又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第十条の三に規定する栄養に係る教育に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則（昭和四十一年文部省・厚生省令第二号）別表第一に掲げる教育内容に係るものに限る。）又は前条に規定する教職に関する科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

論	教	一 種 免	二 種 免	計 状	論	教	一 種 免	二 種 免	計 状	論	教	一 種 免	二 種 免	計 状
		二		二			四		四			四		四
							二		二			二		二

、第一条から前条までに規定する一種免許状又は二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあっては一種免許状）に係る各科目的単位数を上限とする。

4
4・5

〔略〕

第十条の三 認定課程を有する大学に入学した者は、当該大学の認めるところにより、当該大学に入学する前に大学（認定課程を有する大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）に限る。）において修得した科目的単位のうち、大学設置基準第三十条第一項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第二十六条第一項（短期大学設置基準第十六条第一項、専門職短期大学設置基準第二十三条第一項又は専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第二十二条第一項若しくは第二十八条第一項の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目的単位に含めることができる。この場合において、当該大学に入学する前の大学が短期大学である場合にあっては、第二条から第五条まで、第七条第九条及び第十条に規定する二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、中学校教諭の二種免許状）に係る各科目的単位数を上限とする。

2 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、認定課程を有する大学の認めるところにより、認定課程を有する他の大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）において修得した科目的単位のうち、大学設置基準第二十八条（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第二十四条第一項、短期大学設置基準第十四条、専門職短期大学設置基準第二十一条第一項又は専門職大学院設置基準第二十一条若しくは第二十七条の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目的単位に含めることができる。この場合において、当該大学に入学する前の大学が短期大学である場合にあっては、第二条から第六条第一項又は第七条、第九条、第十条の三及び第十条の四に規定する二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、中学校教諭の二種免許状）に係る各科目的単位数を上限とする。

第十一条 免許法別表第三の規定により普通免許状の授与を受ける場合（特別免許状を有する者で免許法別表第二の規定により普通免許状の授与を受ける場合を除く。）の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目的単位を含めて第三欄に掲げる科目的単位を修得するものとする。

第一欄									
高等 学校	教 諭	中 学 校	教 諭	小 学 校	教 諭	幼 稚 園	專 修 免 許 狀	專 修 免 許 狀	專 修 免 許 狀
專修免許狀	二種免許狀	一種免許狀	二種免許狀	二種免許狀	二種免許狀	五	四	四	四
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五

4
4・5

〔略〕

第十条の七 認定課程を有する大学に入学した者は、当該大学の認めるところにより、当該大学に入学する前に大学（認定課程を有する大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）に限る。）において修得した科目的単位のうち、大学設置基準第三十条第一項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、短期大学設置基準第十六条第一項又は専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第二十二条第一項若しくは第二十八条第一項の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目的単位に含めることができる。この場合において、当該大学に入学する前の大学が短期大学である場合にあっては、第二条から第六条第一項又は第七条、第九条、第十条の三及び第十条の四に規定する二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、中学校教諭の二種免許状）に係る各科目的単位数を上限とする。

2 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、認定課程を有する大学の認めるところにより、認定課程を有する他の大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）において修得した科目的単位のうち、大学設置基準第二十八条（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第二十四条第一項、短期大学設置基準第十四条、専門職短期大学設置基準第二十一条第一項又は専門職大学院設置基準第二十一条若しくは第二十七条の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目的単位に含めることができる。この場合において、当該大学に入学する前の大学が短期大学である場合にあっては、第二条から第六条第一項又は第七条、第九条、第十条の三及び第十条の四に規定する二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、中学校教諭の二種免許状）に係る各科目的単位数を上限とする。

第一欄									
高等 学校	教 諭	中 学 校	教 諭	小 学 校	教 諭	幼 稚 園	專 修 免 許 狀	專 修 免 許 狀	專 修 免 許 狀
專修免許狀	二種免許狀	一種免許狀	二種免許狀	二種免許狀	二種免許狀	五	四	四	四
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五

備考

一 第二欄に掲げる各科の単位の修得方法は、それぞれ第二条から第五条までに定める修得方法の例にならうものとする。ただし、専修免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目的単位のうち三単位までは、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める科目に準ずる科目的単位をもつて、これに替えることができる。

イ 幼稚園教諭の専修免許状 保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理験に関する

科目等

口 小学校、中学校又は高等学校の教諭の専修免許状 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育

の基礎的理験に関する科目等

二 高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が、大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者又は高等専門学校を卒業した者で、免許法第五条第六項の規定により高等学校助教諭の臨時免許状の授与を受けたものであり、かつ、大学又は高等専門学校において各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理験に関する科目等について四単位以上を修得していないものであるときは、四単位に不足する単位数に十二単位を加えた単位数を、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理験に関する科目等の単位として修得しなければならない。

三 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が大学に三年以上在学し、かつ、九十三単位以上を修得したもの又は大学に二年以上及び大学の専攻科に一年以上在学し、かつ、九十三単位以上を修得したもの又は大学に二年以上及び大学の専攻科に一年以上を修得した者又は高等専門学校を卒業した者で、免許法第五条第六項の規定により高等学校助教諭の臨時免許状の授与を受けたものであり、かつ、大学又は高等専門学校において教職に関する科目について四単位以上を修得していないものであるときは、四単位に不足する単位数を十二単位に加えた単位数を、教職に関する科目の単位として修得しなければならない。

「号の細分を加える。」

備考

一 第一欄に掲げる教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目的単位の修得方法は、それぞれ第二条から第六条の二までに定める修得方法の例にならうものとする。ただし、専修免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目的単位のうち三単位までは、第六条第一項の表に規定する教職に関する科目に準ずる科目的単位をもつて、これに替えることができる。

「号の細分を加える。」

二 高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が、大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者又は高等専門学校を卒業した者で、免許法第五条第六項の規定により高等学校助教諭の臨時免許状の授与を受けたものであり、かつ、大学又は高等専門学校において教職に関する科目について四単位以上を修得していないものであるときは、四単位に不足する単位数を十二単位に加えた単位数を、教職に関する科目の単位として修得しなければならない。

三 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が大学に三年以上在学し、かつ、九十三単位以上を修得したもの又は大学に二年以上及び大学の専攻科に一年以上在学し、かつ、九十三単位以上を修得したもの又は大学に二年以上及び大学の専攻科に一年以上を修得した者又は高等専門学校を卒業した者で、免許法第五条第六項の規定により高等学校助教諭の臨時免許状の授与を受けたものであつては、この表の当該一種免許状の項の第三欄に掲げる最低修得単位数のうち、第二欄に掲げる教科に関する科目二単位及び教職に関する科目八単位を含めて二十単位を、中学校の教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては、この表の当該一種免許状の項の第三欄に掲げる最低修得単位数のうち、第二欄に掲げる教科に関する科目四単位及び教職に関する科目六単位を含めて二十単位を、高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては、この表の当該一種免許状の項の第三欄に掲げる最低修得単位数のうち、第二欄に掲げる教科に関する科目五単位及び教職に関する科目五単位を含めて二十単位を修得したものとみなして、この表を適用する。

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

四 保健の教科についての中学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が旧国立養護教諭養成所を卒業したものであるときは、その者は、この表の中学校教諭の一種免許状の項の第二欄に掲げる最低修得単位数のうち、第二欄に掲げる教科に関する科目四単位及び教職に関する科目六単位を含めて二十単位を修得したものとみなして、この表を適用する。

2 免許法別表第三の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者は、前項の表の第二欄に掲げる各科目以外の科目の単位を修得するに当たつては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。

2 免許法別表第三の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者は、前項の表の第二欄に掲げる教科に関する科目及び教職に関する科目以外の科目の単位を修得するに当たつては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。

第十一條の二 特別免許状を有する者で免許法別表第三の規定により普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄 校教諭 高等学 校	〔略〕										第一欄 備考	
	〔略〕											
一 種 免 許 状	一 種 免 許 状	二 種 免 許 状	二 種 免 許 状	幼 稚 園 教 諭	小 學 校 教 諭	中 學 校 教 諭	高 等 學 校 教 諭	一 種 免 許 狀	一 種 免 許 狀	二 種 免 許 狀	二 種 免 許 狀	
三	一	一	一	九	七	九	八	五	八	七	六	五
四	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	二	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一

一 第二欄に掲げる大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、第一項の表備考第十四号に定める修得方法の例にならうものとする。ただし、大学が独自に設定する科目の単位のうち三単位までは、第三項、第四項及び第五項第一項の表に規定する各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理論に関する科目等に準ずる科目の単位をもつて、これに替えることができる。

二 小学校教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理論に関する科目等の単位の修得方法は、第三項の表に規定する教育の基礎的理論に関する科目六単位以上並びに道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目四単位以上並びに国語等の教科の指導法に関する科目のうち専修免許状又は一種免許状に関する科目四単位以上を修得するものとすると、これに替えることができる。

三 中学校教諭又は高等学校教諭の専修免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理論に関する科目等の単位の修得方法は、第四項第一項又は第五項第一項の表に規定する教育の基礎的理論に関する科目六単位以上並びに国語(書写を含む)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科の指導法のうち専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとしている者が有している特別免許状の教科以外の教科の指導法についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。

第十二条 第十一条第一項の表備考第三号又は第四号に規定する者の免許法別表第三の第二欄に定める最低在職年数について、その者の大学又は旧國立養護教諭養成所における在学年数が三年以上である場合は在職年数二年とみなして取り扱うことができる。第十七条第一項の表備考に規定する者の免許法別表第六の第三欄に定める最低在職年数の通算についても、同様とする。

第十三条 免許法別表第三の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者が、同表備考第七号の規定により十単位の修得をもつて足りる場合における単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄 校教諭 高等学 校	〔略〕										第一欄 備考	
	〔略〕											
一 種 免 許 状	一 種 免 許 状	二 種 免 許 状	二 種 免 許 状	幼 稚 園 教 諭	小 學 校 教 諭	中 學 校 教 諭	高 等 學 校 教 諭	一 種 免 許 狀	一 種 免 許 狀	二 種 免 許 狀	二 種 免 許 狀	
三	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	六	五	八	七	九	七	一	一	一	一	一	一
三	一	二	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一

一 第二欄に掲げる教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第六条の二第一項に定める修得方法の例にならうものとする。ただし、教科又は教職に関する科目の単位のうち三単位までは、第六条第一項の表に規定する教職に関する科目の単位をもつて、これに替えることができる。

二 小学校教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、第六条第二項の表に規定する教育の基礎理論に関する科目六単位以上並びに生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目四単位以上並びに国語(書写を含む)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科の指導法のうち専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとしている者が有している特別免許状の教科以外の教科の指導法についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。

三 中学校教諭又は高等学校教諭の専修免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、第六条第一項の表に規定する教育の基礎理論に関する科目六単位以上並びに生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目四単位以上を修得するものとする。

第十二条 第十一条第一項の表備考第三号又は第四号に規定する者の免許法別表第三の第二欄に定める最低在職年数については、その者の大学又は旧國立養護教諭養成所における在学年数のうち二年を超える在学年数一年をもつて在学年数二年とみなして取り扱うことができる。第十七条第一項の表備考に規定する者の免許法別表第六の第三欄に定める最低在職年数の通算についても、同様とする。

第十三条 免許法別表第三の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者が、同表備考第七号の規定により十単位の修得をもつて足りる場合における単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第十一條の二 特別免許状を有する者で免許法別表第三の規定により普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

備考 この表各項の各科目の単位の修得方法は、それぞれ第二条から第五条までに定める修得方法の例にならうものとする。

第十五条 免許法別表第四に規定する中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科

及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

受けようとする免許状の種類

中学校教諭

事項に関する専門的	教科に関する専門的	各教科の指導法に関する	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数	
				一〇	八
二種免許状	一〇				
一種免許状	一〇				

備考

- 一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ第四条第一項の表備考第一号から第四号まで又は第五条第一項の表備考第一号に定める修得方法の例にならうものとする。
- 二 各教科の指導法に関する科目の単位は受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
- 三 中学校又は高等学校の教諭の専修免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、第二条の表備考第十四号に定める修得方法の例にならうものとする。

【項目を削る。】

2 次の表の第一欄に掲げる事項についての免許法第十六条の四第一項の免許状を有する者が免許法別表

第四の規定により次の表の第二欄に掲げる教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合には、それ前項の表の高等学校教諭の一種免許状の最低修得単位数から、教科に関する専門的事項に関する科目については四単位を、各教科の指導法に関する科目については「単位を差し引くものとする。この場合における教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法については、次の表の第三欄に掲げる単位を修得したものとみなして、前項の表備考第一号の規定を適用する。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄
受けている免許	受けようとする免許	修得したものとみなす教科に関する専門的事項に関する科目の単位数	修得したものとみなす教科に関する専門的事項に関する科目の単位数	修得したものとみなす教科に関する専門的事項に関する科目の単位数	修得したものとみなす教科に関する専門的事項に関する科目の単位数
状の事項の種類	教科の種類	第五条第一項の表に規定するもの	第五条に規定するもの	第五条に規定するもの	第五条に規定するもの
状の事項の種類	教科の種類	【略】	【略】	【略】	【略】
十六条 免許法別表第五に規定する単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。					
教科に関する専門的	教科に関する専門的	教科に関する専門的	教科に関する専門的	教科に関する専門的	教科に関する専門的
各教科の指導法に関する	各教科の指導法に関する	各教科の指導法に関する	各教科の指導法に関する	各教科の指導法に関する	各教科の指導法に関する
の教育の基礎的理	の教育の基礎的理	の教育の基礎的理	の教育の基礎的理	の教育の基礎的理	の教育の基礎的理
解に関する科目等	解に関する科目等	解に関する科目等	解に関する科目等	解に関する科目等	解に関する科目等
設定する科目	設定する科目	設定する科目	設定する科目	設定する科目	設定する科目

2 免許法別表第五備考第二号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、前項の規定にかかわらず、同表第二欄に定める最低修得単位数が十単位である場合には、教科に関する専門的事項に関する科目五

備考 この表各項の教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ第二条から第六条の二までに定める修得方法の例にならうものとする。

第十五条 免許法別表第四に規定する中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科

に関する科目の単位の修得方法は、それ第四条又は第五条に定める修得方法の例にならうものとする。

る。

備考 この表各項の教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ第二条から第六条の二までに定める修得方法の例にならうものとする。

単位以上及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理義に関する科目等五単位以上を、同表第三欄に定める最低修得単位数が十五単位である場合には、教科に関する専門的事項に関する科目八単位以上及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理義に関する科目等七単位以上を修得するものとする。

3 免許法別表第五備考第四号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、第一項の規定にかかわらず、教科に関する科目五単位以上及び各教科の指導法に関する専門的事項に関する科目八単位以上及び教職に関する科目七単位以上を修得するものとする。

4 前三項の教科に関する専門的事項に関する科目五単位以上及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理義に関する科目等五単位以上の修得方法は、第四条第一項の表備考第一号に定める職業についての修得方法又は第五条の表備考第一号に定める看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉若しくは商船についての修得方法の例にならうものとし、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理義に関する科目等の単位の修得方法は、第五条に定める修得方法の例にならうものとする。

5 第一項の表の大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、第二条第一項の表備考第十四号イに定める修得方法の例にならうものとする。ただし、当該科目の単位のうち三単位までは、第五条第一項の表に規定する各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理義に関する科目等に準ずる科目の単位をもつて、これに替えることができる。

第十七条 免許法別表第六に規定する単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、それぞれ第一欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

第一欄 受けようとする 免許状の種類	第二欄 養護に関する科目 基礎的理義に関する科目等		第三欄 大学が独自に設定する科目 最低修得単位数
	【略】		

第十七条 免許法別表第六に規定する単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

第十七条 免許法別表第六に規定する単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

第一欄 受けようとする 免許状の種類	第二欄 養護に関する科目 教職に関する科目		第三欄 養護又は教職に関する科目 最低修得単位数
	【略】		

2 免許法別表第六の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者は、前項の表の第二欄に掲げる養護に関する科目及び養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理義に関する科目等以外の科目の単位を修得するに当たつては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。

3 免許法別表第六備考第一号又は第二号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、第一項の規定にかかるらず、養護に関する科目四単位及び養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理義に関する科目等三単位を含めて十単位を修得するものとする。

4 第一項及び前項の養護に関する科目、養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理義に関する科目等及び生物学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、第九条に定める修得方法の例にならうものとする。ただし、専修免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の単位のうち三単位までは、養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理義に関する科目等に準ずる科目の単位をもつて、これに替えることができる。

3 免許法別表第五備考第四号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、第一項の規定にかかわらず、教科に関する科目五単位以上及び教職に関する科目七単位以上を修得するものとする。

4 前三項の教科に関する科目の単位の修得方法は、第四条に定める職業についての修得方法又は第五条に定める看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉若しくは商船についての修得方法の例にならうものとし、教職に関する科目の単位の修得方法は、第六条に定める修得方法の例にならうものとする。

第十七条の二 免許法別表第六の二に規定する単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類

第十七条の二 免許法別表第六の二に規定する単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類

に応じ、それぞれ第一欄に掲げる科目的単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

第一欄 受けようとする 免許状の種類	第二欄 管理栄養士学校指定規 則別表第一に掲げる教 育内容に係る科目	第三欄 受けようとする 管理栄養士学校指定規 則別表第一に掲げる教 育内容に係る科目
〔略〕	〔略〕	〔略〕

- 2 免許法別表第六の二備考の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、前項の規定にかかわらず、栄養に係る教育に関する科目一単位以上及び養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理験に関する科目第六単位以上を修得するものとする。
- 3 前二項の単位の修得方法は、第十条に定める修得方法の例にならうものとする。

第十八条の二 免許法別表第八に規定する単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

受けようとす る免許状の種類	有することを 必要とする学 校の免許状	最低修得単位数
幼稚園教諭 二種免許状	小学校教諭普 通免許状	六
小学校教諭 二種免許状	幼稚園教諭普 通免許状	一〇
二種免許状	通免許状	一
中学校教諭 二種免許状	中学校教諭普 通免許状	一〇
高等学校教 諭二種免許 状	普通免許状(二) 種免許状を除く。	四

備考
一 教科に関する専門的事項に関する科目的単位の修得方法は、第四条第一項の表備考第一号に定める修得方法の例にならうものとする。

二 各教科の指導法に関する科目的単位の修得方法は、小学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語等のうち五以上の教科の指導法に関する科目(幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあつては生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合にあつてはその免許教科に相当する教科を除く。)についてそれぞれ二単位以上を、中学校教諭の二種免許状又は高等学校教諭の一種免許状の授

に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目的単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

第一欄 受けようとす る免許状の種類	第二欄 管理栄養士学校指定規 則別表第一に掲げる教 育内容に係る科目	第三欄 受けようとす る免許状の種類
〔略〕	〔略〕	〔略〕

- 2 免許法別表第六の一備考の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、前項の規定にかかわらず、栄養に係る教育に関する科目一単位以上及び教職に関する科目六単位以上を修得するものとする。
- 3 前二項の栄養に係る教育に関する科目、教職に関する科目及び栄養に係る教育又は教職に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ第十条の三、第十条の四及び第十条の五に定める修得方法の例にならうものとする。

第十八条の二 免許法別表第八に規定する単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

受けようとす る免許状の種類	有することを 必要とする学 校の免許状	最低修得単位数
幼稚園教諭 二種免許状	小学校教諭普 通免許状	六
小学校教諭 二種免許状	幼稚園教諭普 通免許状	一〇
二種免許状	通免許状	一
中学校教諭 二種免許状	中学校教諭普 通免許状	一〇
高等学校教 諭二種免許 状	普通免許状(二) 種免許状を除く。	四

備考
一 教科に関する科目的単位の修得方法は、第四条に定める修得方法の例にならうものとする。

二 各教科の指導法の単位の修得方法は、小学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育のうち五以上の教科の指導法(幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあつては生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合にあつてはその免許教科に相当する教科を除く。)についてそれぞれ二単位以上を、中学校教諭の二種免許状又は高等学校教諭の一種免許状の授

与を受ける場合にあつては、それぞれ受けようとする免許教科」ととに修得するものとする。

三

大学が独自に設定する科目の修得方法は、第二条第一項の表備考第十四号に定める修得方法の例にならうものとし、高等学校教諭の普通免許状を有する者が中学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては書道（書写）が独自に設定する科目の修得方法は、国語の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては書道（書写）を中心とする。」について「単位以上を、地理歴史の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては「法律学、政治学」、「社会学、経済学」及び「哲学、倫理学、宗教学」についてそれぞれ「単位以上を、公民の教科についての免許状を有する者が社会生物学実験（コンピュータ活用を含む。）及び地学実験（コンピュータ活用を含む。）のうち三以上」の科目についてそれぞれ「単位以上を、美術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては日本史・外国史及び地理工芸について「単位以上を、技術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては木材加工（製図及び実習を含む。）、金属加工（製図及び実習を含む。）及び栽培（実習を含む。）についてそれぞれ「単位以上を修得するものとし、中学校教諭の普通免許状（二種免許状を除く。）を有する者が高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては同号に掲げる情報の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては第五条第一項の表備考第一号に掲げる地理歴史の教科に関する専門的事項に関する科目（情報社会・情報倫理及びコンピュータ・情報処理（実習を含む。）を除く。）についてそれぞれ「単位以上を、工業の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同号に掲げる工業の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては地理歴史の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては第五条の表第二欄に掲げる地理歴史の教科に関する科目のうち一以上を、公民の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同表第二欄に掲げる公民の教科についての免許状（二種免許状を除く。）を有する者が高等学校教諭についてそれぞれ「単位以上を、家庭の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては住居学（製図を含む。）、保育学（実習及び家庭看護を含む。）及び家庭電気・家庭機械・情報処理についてそれぞれ「単位以上を修得するものとする。

四 「略」

二種免許状	小学校教諭	幼稚園教諭	通免許状	二種免許状	小学校教諭	幼稚園教諭	通免許状	二種免許状	小学校教諭	幼稚園教諭	通免許状

第十八条の四 免許法別表第八の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者が、第十八条の二の表備考第四号の規定により免許法別表第八の第四欄に定める単位数の半数（小数点以下は切り上げる。）の修得をもつて足りる場合における単位の修得方法は次の表の定めるところによる。

四 「略」

種免許状	小学校教諭	幼稚園教諭	通免許状	種免許状	小学校教諭	幼稚園教諭	通免許状	種免許状	小学校教諭	幼稚園教諭	通免許状

第十八条の四 免許法別表第八の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者が、第十八条の二の表備考第四号の規定により免許法別表第八の第四欄に定める単位数の半数（小数点以下は切り上げる。）の修得をもつて足りる場合における単位の修得方法は次の表の定めるところによる。

四 「略」

三

教科又は教職に関する科目の修得方法は、第六条の二に定める修得方法の例にならうものとし、高等学校教諭の普通免許状を有する者が中学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては書道（書写）が独自に設定する科目の修得方法は、国語の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては書道（書写）を中心とする。」について「単位以上を、地理歴史の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては「法律学、政治学」、「社会学、経済学」及び「哲学、倫理学、宗教学」についてそれぞれ「単位以上を、公民の教科についての免許状を有する者が社会生物学実験（コンピュータ活用を含む。）及び地学実験（コンピュータ活用を含む。）のうち三以上」の科目についてそれぞれ「単位以上を、地理歴史の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては日本史及び外国史並びに地理学（地誌を含む。）についてそれぞれ「単位以上を、理科の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては物理実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物実験（コンピュータ活用を含む。）」及び地学実験（コンピュータ活用を含む。）についてそれぞれ「単位以上を、地理歴史の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては木材加工（製図及び実習を含む。）、金属加工（製図及び実習を含む。）及び栽培（実習を含む。）についてそれぞれ「単位以上を修得するものとし、中学校教諭の普通免許状（二種免許状を除く。）を有する者が高等学校教諭についてそれぞれ「単位以上を、美術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同号に掲げる情報の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては第五条の表第二欄に掲げる地理歴史の教科に関する科目のうち一以上を、公民の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同表第二欄に掲げる公民の教科についての免許状（二種免許状を除く。）を有する者が高等学校教諭についてそれぞれ「単位以上を、工業の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同表第二欄に掲げる情報の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては第五条の表第二欄に掲げる地理歴史の教科に関する科目のうち一以上を、公民の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同表第二欄に掲げる公民の教科についての免許状（二種免許状を除く。）を有する者が高等学校教諭についてそれぞれ「単位以上を、工業の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同表第二欄に掲げる工業の教科についての免許状（二種免許状を除く。）を有する者が高等学校教諭についてそれぞれ「単位以上を、家庭の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては住居学（製図を含む。）、保育学（実習及び家庭看護を含む。）及び家庭電気・家庭機械・情報処理についてそれぞれ「単位以上を修得するものとする。

		中学校教諭普		中学校教諭普	
二種免許状		通免許状		通免許状	
高等学校教諭		中学校教諭普		中学校教諭普	
論一種免許	普通免許状	五			
論一種免許	普通免許状(二)				
種免許状を除く。					

		中学校教諭二		中学校教諭普	
一種免許状		通免許状		通免許状	
高等学校教諭		中学校教諭普		中学校教諭普	
論一種免許	普通免許状	五			
論一種免許	普通免許状(二)				
種免許状を除く。					

備考 この表各項の単位の修得方法は、第十八条の二に定める修得方法の例にならうものとする。

第二十一条 文部科学大臣は、免許法別表第一、別表第二又は別表第一の二に規定する科目的単位の修得に關し、大学の課程が教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備について、免許状授与の所要資格を得させるための課程として適當であることを当該科目に係る免許状の種類（中学校及び高等学校の教員の免許状にあつては免許教科の種類を、特別支援学校の教員の免許状にあつては特別支援教育領域の種類を含む。以下この章において同じ。）³ことに認定するものとする。ただし、第二条第三項、第三条第三項、第四条第三項及び第五条第三項に規定する課程（次項において「教職特別課程」という。）にあつては専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得させるための課程（当該課程において専修免許状授与の所要資格を得ることができる者は、免許法別表第一の専修免許状の項に係る所要資格のうち各教科の指導法に関する科目及び教職の教育の基礎的理解に関する科目等以外の科目的最低単位数は既に修得している者に限る。）について、特別支援教育特別課程にあつては一種免許状授与の所要資格を得させたための課程について認定するものとする。

2 [略]

第二十一条 前条の規定により課程の認定を受けようとする大学の設置者は、認定を受けようとする課程について、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、大学設置基準第四十三条第一項、大学院設置基準第三十一條第二項、専門職大学設置基準第五十九條第一項、短期大学設置基準第三十六条第一項、専門職短期大学設置基準第五十六条第一項又は専門職大学院設置基準第三十二条第二項に規定する共同教育課程（以下この項及び次条第四項において單に「共同教育課程」という。）について課程の認定を受けようとする場合は、当該共同教育課程を編成する設置者が申請書を提出しなければならない。

一九 [略]
二 [略]

第二十二条 [略]

3 認定課程を有する大学は、教育上有益と認めるときは、大学設置基準第二十八条第一項（大学院設置基準第十五条において適用する場合を含む。）又は短期大学設置基準第十四条第一項の規定により大学基準第十四条第一項又は専門職短期大学設置基準第二十二条第一項の規定により大学が定める他の大学の授業科目として開設される教職に関する科目及び特別支援教育に関する科目を前二項の規定により開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる

支援教育に関する科目を前二項の規定により開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる支援教育に関する科目を前二項の規定により開設する授業科目の単位数は、免許法別表第一、別表第二及び別表第一の二に規定する当該科目的単位数のそれ

て、当該みなすことができる授業科目の単位数は、第一条第一項、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項、第九条及び第十条の表に規定する当該科目の単位数のそれぞれ三割を超えないものとする。

4・5 【略】

第二十二条の三 免許法別表第一備考第八号、別表第二備考第四号、別表第三備考第五号及び別表第四備考第三号に規定する文部科学大臣が指定する短期大学の専攻科は、学位規則（昭和二十八年文部省令第十九号）第六条第一項に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科とする。

第二十二条の五 認定課程を有する大学は、教育実習（心身に障害のある児童、児童又は生徒についての教育実習、養護実習及び栄養教育実習（以下この条において「教育実習等」という。））を行うに当たつては、教育実習等の受入先の協力を得て、その円滑な実施に努めなければならない。

第二十二条の六 認定課程を有する大学は、次に掲げる教員の養成の状況についての情報を公表するものとする。

一・三 【略】

四 卒業者（専門職大学の前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）の教員免許状の取得の状況に関すること。

五・六 【略】

第三十二条 【略】

2 【略】

3 免許法別表第二の養護教諭の一種免許状のロの項及びハの項の指定教員養成機関においては、それぞれ、その免許状授与の所要資格を得させるために必要な養護に関する科目的単位及び教職に関する科目的単位を含めて、十七単位及び三十二単位以上の授業科目を開設し、生徒に履修させなければならない。

4 【略】

第六十四条 【略】
2 前項の教育職員検定のうち、学力及び実務の検定は、次の表の定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
備考	【略】	【略】	【略】

一・二 【略】

三 この表の第四欄に定める単位の修得方法は、次のイからヘまでに定めるところによる。ただし、イからヘまでに掲げる科目は、授与を受けようとする免許状に係る教科の種類に応じ、それぞれ視覚特別支援学校又は聴覚特別支援学校の教育を中心として修得するものとする。

イ・ホ 【略】

ヘ 特殊技芸の教授を担任する特別支援学校自立教科教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつて

ぞれ三割を超えないものとする。

4・5 【略】

第二十二条の三 免許法別表第一備考第八号及び別表第四号に規定する文部科学大臣が指定する短期大学の専攻科は、学位規則（昭和二十八年文部省令第十九号）第六条第一項に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科とする。

第二十二条の五 認定課程を有する大学は、第六条第一項の表第五欄に掲げる教育実習、第七条第一項の表第四欄に規定する心身に障害のある児童、児童又は生徒についての教育実習、第十条の表第五欄に規定する養護実習及び第十条の四の表第五欄に規定する栄養教育実習（この条において「教育実習等」という。）を行うに当たつては、教育実習等の受入先の協力を得て、その円滑な実施に努めなければならない。

第二十二条の六 認定課程を有する大学は、次に掲げる教員の養成の状況についての情報を公表するものとする。

一・三 【略】

四 卒業者の教員免許状の取得の状況に関するところ。

五・六 【略】

第三十二条 【略】

2 【略】

3 免許法別表第二の養護教諭の一種免許状のロの項及びハの項の指定教員養成機関においては、それぞれ、その免許状授与の所要資格を得させるために必要な養護に関する科目的単位及び教職に関する科目的単位を含めて、十七単位及び三十二単位以上の授業科目を開設し、生徒に履修させなければならない。

4 【略】

第六十四条 【略】
2 前項の教育職員検定のうち、学力及び実務の検定は、次の表の定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
備考	【略】	【略】	【略】

一・二 【略】

三 この表の第四欄に定める単位の修得方法は、次のイからヘまでに定めるところによる。ただし、イからヘまでに掲げる科目は、授与を受けようとする免許状に係る教科の種類に応じ、それぞれ視覚特別支援学校又は聴覚特別支援学校の教育を中心として修得するものとする。

イ・ホ 【略】

ヘ 特殊技芸の教授を担任する特別支援学校自立教科教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつて

は、第七条第一項の表に定める特別支援教育の基礎理論に関する科目四単位以上、特別支援教育領域に関する科目のうち心理等に関する科目二単位以上及びその免許教科に係る教科に関する専門的事項に関する科目四単位以上

四　【略】

第六十六条の七　免許法別表第一備考第五号ロの規定により認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認める科目の単位は、幼稚園教諭の普通免許状にあつては領域に関する専門的事項に関する科目の単位、小学校・中学校又は高等学校の教諭の普通免許状にあつては教科に関する専門的事項に関する科目の単位とし、次の表の第一欄に掲げる課程について、それぞれ、第二欄に掲げる免許状の種類に応じ、第三欄に掲げる単位数を限度とする

第一欄	第二欄	第三欄
【略】	【略】	【略】

第六十六条の八　免許法別表第一備考第六号に規定する教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定める教科及び教職に関する科目は、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等とする。

第六十六条の九・第六十六条の十　【略】

「条を削る。」

附 則

4 免許法附則第五項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

免許法附則第五項の表の番号	教科に関する専門的事項	最低修得単位数
【略】	各教科の指導法に関する科目等	【略】

備考　この表各号の単位の修得方法は、それぞれ第四条第一項及び第五条第一項の表に定める修得方法の例にならうものとする。

6 免許法附則第十七項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

受けようとする免許状の種類	栄養に係る教育に関する科目	最低修得単位数
【略】	【略】	【略】

備考

一　【略】

二　栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、第十条の表備考第一号に定める修得方法の例にならうものとする。

三　養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法は、教育の基礎的理解に

は、第七条第一項の表に定める特別支援教育の基礎理論に関する科目四単位以上、特別支援教育領域に関する科目のうち心理等に関する科目二単位以上及びその免許教科に係る教科に関する科目四単位以上

四　【略】

第六十六条の七　免許法別表第一備考第五号ロの規定により認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として適當であると認める科目の単位は、次の表の第一欄に掲げる課程について、それぞれ、第二欄に掲げる免許状の種類に応じ、第三欄に掲げる単位数を限度とする。

第一欄	第二欄	第三欄
【略】	【略】	【略】

第六十六条の八・第六十六条の九　【略】

「条を加える。」

第六十六条の九・第六十六条の十　【略】

第六十七条の一　免許法別表第三備考第五号及び免許法別表第四備考第三号に規定する文部科学大臣が指定する短期大学の専攻科は、学位規則第六条第一項に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科とする。

附 則

4 免許法附則第五項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

免許法附則第五項の表の番号	教科に関する科目	教職に関する科目	最低修得単位数
【略】	【略】	【略】	【略】

備考　この表各号の教科に関する科目及び教職に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ第四条第一項及び第六条に定める修得方法の例にならうものとする。

6 免許法附則第十八項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

受けようとする免許状の種類	栄養に係る教育に関する科目	最低修得単位数
【略】	【略】	【略】

備考

一　【略】

二　栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、第十条の三に定める修得方法の例にならうものとする。

三　教職に関する科目の単位の修得方法は、教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目

に関する科目、道德、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに栄養教育実習についてそれぞれ教育実習についてそれぞれ一単位以上を修得するものとする。

四 前号の栄養教育実習の単位は、免許法第三条の二に規定する非常勤の講師として一年以上栄養の指導に關し良好な成績で勤務した旨の実務證明責任者の證明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、前号の教諭教論・栄養教諭の教育の基礎的理義に関する科目等（栄養教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。

五 免許法附則第十七項の表備考第二号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、栄養に係る教育に関する科目について二単位以上を修得するものとする。

10 免許法附則第十八項に規定する最低在職年数及び最低単位数として文部科学省令で定めるものは、次の表に定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄
〔略〕	〔略〕	〔略〕

備考

一 〔略〕

二 第三欄に定める単位の修得方法は、次に掲げる第一条第一項に定める科目について、それぞれ規定する単位数を修得するものとする。

イ 保育内容の指導法に関する科目並びに教育の方法及び技術に関する科目 二単位以上

ロ 教育の基礎的理義に関する科目（教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）に係る部分に限る。） 二単位以上

ハ 教育の基礎的理義に関する科目（教育に関する社会的、制度的又は經營的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）に係る部分に限る。） 二単位以上

二 教育課程の意義及び編成の方法に関する科目 一単位以下

ホ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（幼児理解の理論及び方法に係る部分に限る。） 一単位以上

三五六 〔略〕

14 改正法附則第八項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、教科に関する専門的事項に関する科目二十単位、各教科の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理義に関する科目等一十四単位並びに大学が独自に設定する科目十六単位を含めて九十五単位を修得するものとし、教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理義に関する科目等の単位の修得方法にあつてはそれぞれ第五条に定める修得方法の例にならうものとする。

38 免許法別表第三により保健の教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が改正法附則第七項の規定により保健の教科についての高等学校助教諭の臨時免許状の授与を受けており、かつ、保健助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第七条の規定により看護師の免許を受けているものであるときは、当分の間、その者は、附則第十四項に規定する最低修得単位数のうち、教科に関する専門的事項に関する科目十単位、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理義に関する科目等十二単位並びに大学が独自に設定する科目八単位を含めて四十五単位（同法第二十二条第二号又は第三号の規定に基づき文部科学大臣又は厚生労働大臣が指定した学校又は看護師養成所（次項において「看護師養成施設」という。）のうち修業年限二年のものを卒業した者においては、教科に関する専門的事項に関する科目七単位、各教科の指導法に関する科目八単位及び教諭の教育の基礎的理義に関する科目等八単位並びに大学が独自に設定する科目五単位を含めて三十単位）を修得したものとみなして、附則第十四項の規定を適用する。

、教育課程に関する科目、生徒指導及び教育相談に関する科目並びに栄養教育実習についてそれぞれ一単位以上を修得するものとする。

四 前号の栄養教育実習の単位は、免許法第三条の二に規定する非常勤の講師として一年以上栄養の指導に關し良好な成績で勤務した旨の実務證明責任者の證明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、前号の教諭に関する科目（栄養教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。

五 免許法附則第十八項の表備考第二号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、栄養に係る教育に関する科目について二単位以上を修得するものとする。

10 免許法附則第十九項に規定する最低在職年数及び最低単位数として文部科学省令で定めるものは、次の表に定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄
〔略〕	〔略〕	〔略〕

備考

一 〔略〕

二 第三欄に定める単位の修得方法は、第六条第一項の表に定める教職の意義等に関する科目二単位以上（教職の意義及び教員の役割並びに教員の職務内容（研修、服務及び身分保護等を含む。）に係る二単位以上を含む。）、教育の基礎理論に関する科目二単位以上（教育に関する社会的、制度的又は経営的事項に係る二単位以上を含む。）、教育課程及び指導法に関する科目三単位以上（教育課程の意義及び編成の方法に係る（単位以上並びに保育内容の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る二単位以上を含む。）並びに生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目一単位以上（幼児理解の理論及び方法に係る一単位以上を含む。）を修得するものとする。

三五六 〔略〕

14 改正法附則第八項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、教科に関する科目二十単位、教職に関する科目二十四単位及び教科又は教職に関する科目十六単位を含めて九十五単位を修得するものとし、教科に関する科目及び教諭に関する科目の単位の修得方法にあつてはそれぞれ第五条及び第六条に定める修得方法の例にならうものとする。

38 免許法別表第三により保健の教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が改正法附則第七項の規定により保健の教科についての高等学校助教諭の臨時免許状の授与を受けており、かつ、保健助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第七条の規定により看護師の免許を受けているものであるときは、当分の間、その者は、附則第十四項に規定する最低修得単位数のうち、教科に関する科目十単位、教諭に関する科目十二単位及び教科又は教職に関する科目八単位を含めて四十五単位（同法第二十二条第二号又は第三号の規定に基づき文部科学大臣又は厚生労働大臣が指定した学校又は看護師養成所（次項において「看護師養成施設」という。）のうち修業年限二年のものを卒業した者においては、教科に関する専門的事項に関する科目七単位、教職に関する科目八単位及び教科又は教職に関する科目等八単位を含めて三十単位）を修得したものとみなして、附則第十四項の規定を適用する。

して、附則第十四項の規定を適用する。

備考　表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記第一の一號様式（第七十三条関係）を次のように改める。

別記第二の一号様式（第七十三条関係）

学力に関する証明書（別表第 ）	
氏名	
年月日生	
上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法（別表第 ）第2欄に定める基礎資格を有し、同表第3欄に定める単位を修得したことを証明する。	
年月日	
○○大学 学長 ○○ ○○ 印	
記	
1、基礎資格	
・学位の種類	
・在学期間 年月日～年月日 (○○大学○○学部○○学科 卒業)	
2、単位	
・(教科及び教職) (養護及び教職) (栄養に係る教育及び教職)に関する科目 (科目名) ○○単位	
・特別支援教育に関する科目 (科目名) ○○単位	
・全ての単位を修得した年度 年度	
・教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 (科目名) ○○単位	

備考

- 一 「(別表第)」の箇所には、「別表第一」、「別表第二」又は「別表第二の二」と記入すること。
- 二 「学位の種類」の箇所には、「修士()」、「学士()」又は「短期大学士()」のごとく、学位の種類及び分野を記入すること。
- 三 「(教科及び教職) (養護及び教職) (栄養に係る教育及び教職)に関する科目」の「(科目名)」の箇所は、教科及び教職に関する科目については、「教科及び教科の指導法に関する科目(国語に関する専門的事項)」のごとく教育職員免許法施行規則第2条から第5条までに規定する科目名を、養護及び教職に関する科目については、「養護に関する科目(衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。))」のごとく教育職員免許法施行規則第9条に規定する科目名を、栄養に係る教育及び教職に関する科目については、「栄養に係る教育に関する科目」のごとく教育職員免許法施行規則第10条に規定する科目名を記入すること。
- 四 「特別支援教育に関する科目」の「(科目名)」の箇所には、「特別支援教育の基礎理論に関する科目」のごとく教育職員免許法施行規則第7条第1項の表の第1欄から第4欄に掲げる科目名を記入すること。
- 五 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の「(科目名)」の箇所には、「日本国憲法」のごとく教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目名を記入すること。

別記第一の二号様式（第七十二条関係）を次のように改める。

別記第二の二号様式（第七十三条関係）

学力に関する証明書（別表第一）		
氏名		
年月日生		
上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法（別表第一）（第一欄）に定める単位を修得したことを証明する。		
年月日		
○○大学 学長 ○○○○ 印		
記		
単位		
・（科目名）○○単位		
・上記の全ての単位を修得した年度 年度		

備考

- 一 「（別表第一）」の箇所には、「別表第三」、「別表第四」、「別表第五」、「別表第六」、「別表第六の二」、「別表第七」又は「別表第八」と記入すること。
- 二 「（第一欄）」の箇所には、別表第三、別表第六、別表第六の二、別表第七又は別表第八について「第四欄」、別表第四又は別表第五については「第三欄」と記入すること。
- 三 「（科目名）」の箇所には、「教科及び教職に関する科目」のごとく記入すること。

別記第一の四号様式（第七十三条関係）を次のように改める。

別記第二の四号様式（第七十三条関係）

学力に関する証明書（教育職員検定）		
氏名		
年月日生		
上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法（第一条）に定める科目の単位を修得したことを見証する。		
年月日		
○○大学 学長 ○○○○ 印		
記		
単位		
・（科目名）○○単位		
・上記の全ての単位を修得した年度 年度		

備考

- 一 「（教育職員免許法）」の箇所には、「教育職員免許法」「教育職員免許法施行規則」のごとく記入すること。
- 二 「（第一条）」の箇所には、教育職員免許法については「附則第5項の表第4欄」「附則第9項の表第4欄」「附則第18項の表第4欄」のごとく、教育職員免許法施行規則については「第64条第2項の表第4欄」のごとく、記入すること。
- 三 「（科目名）」の箇所には、「教科及び教職に関する科目」のごとく記入すること。

別記第四号様式（第七十三条の三関係）を次のように改める。

別記第四号様式（第七十三条の三関係）

免許状更新講習（修了）（履修）証明書 氏名 年月日生 上記の者は、下記のとおり、免許状更新講習の（課程を修了）（課程の一部を履修）したことを証明する。 年月日 ○○大学 学長 ○○○○ 印 記											
必修領域 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">免許状更新講習の名称</th> <th style="width: 20%;">時間数</th> <th style="width: 30%;">履修認定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>				免許状更新講習の名称	時間数	履修認定年月日					
免許状更新講習の名称	時間数	履修認定年月日									
選択必修領域 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">免許状更新講習の名称</th> <th style="width: 20%;">時間数</th> <th style="width: 30%;">履修認定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>				免許状更新講習の名称	時間数	履修認定年月日					
免許状更新講習の名称	時間数	履修認定年月日									
選択領域 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">免許状更新講習の名称</th> <th style="width: 20%;">時間数</th> <th style="width: 30%;">履修認定年月日</th> <th style="width: 10%;">対象免許種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>				免許状更新講習の名称	時間数	履修認定年月日	対象免許種				
免許状更新講習の名称	時間数	履修認定年月日	対象免許種								

備考

- 一 「対象免許種」の欄には、教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「教」、養護教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「養」、栄養教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「栄」と記入するものとする。
- 二 「必修領域」、「選択必修領域」又は「選択領域」のうち一又は二の領域について証明する場合には、証明しない領域の欄は設けないこととする。
- 三 平成28年3月31日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」の欄に、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に、それぞれ記入すること。

(免許状更新講習規則の一部改正)

第二条 免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

改 正 後

第四条 免許法第九条の三第一項第一号に規定する文部科学省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる領域に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項とし、同条第二項に規定する免許状更新講習の時間の内訳は、同表の下欄に掲げる時間とする。

第四条 免許法第九条の三第一項第一号に規定する文部科学省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる領域に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項とし、同条第二項に規定する免許状更新講習の時間の内訳は、同表の下欄に掲げる時間とする。

選択必修領域	イ・ホ 「略」	六時間以上
ヘ マネジメント	免許法施行規則第二条第一項の表備考第五号に規定するカリキュラム・ト育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改革	【略】
チ・ヨ	【略】	【略】

第六条 修了認定は試験による成績審査に合格した者に対して行うものとし、当該修了認定の基準は、第四条に規定する事項について基礎的な知識技能を有することとする。

第六条 修了認定は試験による成績審査に合格した者に対して行うものとし、当該修了認定の基準は、前条に規定する事項について基礎的な知識技能を有することとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

第六条 修了認定は試験による成績審査に合格した者に対して行うものとし、当該修了認定の基準は、前

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定（教育職員免許法施行規則第十一条の六第一項及び第三項の改正規定並びに同令第十二条の改正規定に限る。）及び第二条の規定（免許状更新講習規則第六条の改正規定に限る。）は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 教育公務員特例法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）別表第一から別表第八まで、附則第五項、第十七項及び第十八項の規定により教諭、養護教諭又は栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、改正法による改正前の教育職員免許法（以下「旧法」という。）による認定課程（以下「旧課程」という。）において修得した教科に関する科目、養護に関する科目及び栄養に係る教育に関する科目の単位のうち、新法別表第一備考第五号ロの規定に準じて、新法による認定課程（以下「新課程」という。）を有する大学が適当であると認めるものは、新課程において修得した領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。

以下第七項において「領域に関する専門的事項に関する科目」という。）、教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。以下第七項において「教科に関する専門的事項に関する科目」という。）、養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位とみなすことができる。

3 新法別表第一から別表第八まで、附則第五項、第十七項及び第十八項の規定により教諭、養護教諭・栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、旧課程において修得した教職に関する科目又は教職に関する科目に準ずる科目の単位について、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、第三欄に掲げる科目の単位については、新課程を有する大学が適当であると認めるものは、第二欄に掲げる科目の単位とみなすことができる。

第一欄	第二欄	第三欄
この省令による改正後の教育職員免許法 施行規則に規定する科目	この省令による改正前の教育職員免許法施行規則に規定する科目	
幼稚園 領域及び保育内容の指導法に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目（保育内容の指導法に係	

		(保育内容の指導法 (情報機器及び教材 の活用を含む。) に係る部分に限る。)
教育の基礎的理 解に関する科目	教育の基礎理論 に関する科目	教育の意義等 に関する科目
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及 び生徒指導、教育相談等に関する科目	教職に関する科目に準ずる科目 (特別の支援を必要とする 幼児、児童及び生徒に対する理解に関する内容を含むもの に限る。)	教育課程及び指導法に関する科目 (教育課程の意義及び編 成の方法に係る部分に限る。)
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目 (保育内容の指導法に係 る部分を除く。)	教職に関する科目

教育実践に関する科目 教諭	教育実践に関する内容を含むものに限る。)	教育実践に関する内容を含むものに限る。)
小学校 教科及び教科の指導法に関する科目 (各教育課程及び指導法に関する科目 (各教科の指導法に係る教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。) に係る部分に限る。)	教育実習	教育実習演習
教育の基礎的理義に関する科目 教育の基礎理論に関する科目 教職の意義等に関する科目 成の方法に係る部分に限る。) 教職に関する科目に準ずる科目 (特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する内容を含むものに限る。)		

			道徳、総合的な学習の時間等の指導法及教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る び生徒指導、教育相談等に関する科目 部分を除く。）
		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 部分を除く。）	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 部分を除く。）
	中学校 教諭	教育実践に関する科目 教育実習	教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の指 導法に関する内容を含むものに限る。）
	教科及び教科の指導法に関する科目（各 教科の指導法（情報機器及び教材の活用 を含む。）に係る部分に限る。）	教育実践演習 教職実践演習	教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る 部分に限る。）
	教育の基礎的理 解に関する科目 教育の意義等に 関する科目 教育の基礎理論に 関する科目	教育課程及び指導法に関する科目（教育課程の意義及び編 成に関する科目）	

校教諭 高等学 校教諭	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	成の方法に係る部分に限る。) 教職に関する科目に準ずる科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する内容を含むものに限る。）
教科の指導法（情報機器及び教材の活用 部分に限る。）	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の指導法に関する内容を含むものに限る。） 教育実践に関する科目 教職実践演習	教職課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る

<p>を含む。) に係る部分に限る。)</p>	<p>教育の基礎的理解に関する科目 教育の基礎理論に関する科目 教育の意義等に関する科目</p>
<p>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</p>	<p>教職に関する科目に準ずる科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する内容を含むものに限る。）</p> <p>教職に関する科目に準ずる科目（各教科の指導法に係る部分を除く。）</p> <p>生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目</p> <p>教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の指導法に関する内容を含むものに限る。）</p>

		養護教育の基礎的理解に関する科目	教育実践に関する科目
		教職の意義等に関する科目	教育実習
		教育の基礎理論に関する科目	教職実践演習
生徒指導、教育相談に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談に関する科目	教育課程に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法に係る部分に限る。） 教職に関する科目に準ずる科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する内容を含むものに限る。）	教育課程に関する科目（道徳及び特別活動に関する内容、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目			

道徳、総合的な学習の時間等の内容及び 生徒指導、教育相談に関する科目	教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の内 容に関する内容を含むものに限る。）	教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の内 容に関する内容を含むものに限る。）

に係る部分に限る。)

生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目

教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の内容に関する内容を含むものに限る。）

教育実践に関する科目

栄養教育実習

教職実践演習

4 新法別表第一から別表第八までの規定により、教諭、養護教諭・栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、旧課程において修得した教科又は教職に関する科目、養護又は教職に関する科目又は栄養に係る教育又は教職に関する科目の単位について、新課程を有する大学が適当であると認めるものは、新課程

において修得した大学が独自に設定する科目の単位とみなすことができる。ただし、前項の規定により、新課程において修得した科目の単位とみなした旧課程において修得した教職に関する科目に準ずる科目の単位については、当該科目の単位を新課程において修得した大学が独自に設定する科目の単位とみなすことはできない。

5 前三項に規定する新課程を有する大学には、新法別表第一備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けた教員養成機関、新法第五条第一項の規定により文部科学大臣の指定を受けた養護教諭養成機関、新法別表第二の二備考第二号の規定により文部科学大臣の指定を受けた教員養成機関又は新法別表第三備考第六号に掲げる講習、公開講座若しくは通信教育の開設者を含むものとする。この場合において、「改正前の教育職員免許法（以下「旧法」という。）による認定課程（以下「旧課程」という。）」又は「旧課程」とあるのは、「旧法別表第一備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けた教員養成機関、旧法第五条第一項の規定により文部科学大臣の指定を受けた養護教諭養成機関若しくは旧法別表第二の二備考第二号の規定により文部科学大臣の指定を受けた教員養成機関又は旧法別表第三備考第六号に掲げる講習、公開講座若しくは通信教育」と、「新課程に」とあるのは、「新法別表第一備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関、新法第五条第一項の規定により文部科学大臣の指定を受けた養護教諭養成機関若しくは新法別表第二の二備考第二号の規定により文部科学大臣の指定を受けた教員養成機関又は新法別表第三備考第六号に掲げる講習、公開講座若しくは通信教育に」とする。

6 改正法附則第六条の規定により、旧法別表第一から別表第二の二までに規定するそれぞれの普通免許状に

係る所要資格を得たことにより、新法別表第一から別表第二の二までに規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなされる者が普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法は、この省令による改正後の施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 この省令の施行の日の前に幼稚園教諭の普通免許状の授与の所要資格を得させるための課程として文部科学大臣により認定された課程（旧法別表第一備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けた教員養成機関を含む。）については、平成三十四年度までに入学し引き続き在学する学生に対し、この省令による改正にかかわらず、領域に関する専門的事項に関する科目の履修について、小学校の国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する専門的事項に関する科目のうち、一以上の科目について修得させることにより、第二条第一項の表備考第一号に規定する科目のうち一以上の科目を修得させたものとみなすことができる。